

3．生物多様性に係る主要施策の概要について

資料3 - 1 ~ 資料3 - 9

生物多様性保全のための制度の概要

< 国家戦略 >

新・生物多様性国家戦略 〔平成14年3月27日 関係閣僚会議決定〕	[3つの方向]	[7つのテーマ]
	保全の強化 自然再生 持続可能な利用	重要地域保全と生態的ネットワーク形成 里地里山の保全と利用 湿地・干潟の保全 野生生物の保護管理 効果的な保全手法等
		自然の再生・修復 自然環境データの整備

生態系の保全・再生

優れた自然環境を有する地域の保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域 : 5地域 自然環境保全地域 : 10地域 都道府県自然環境保全地域 : 536地域 合計 : 国土の0.3%
優れた自然の風景地の保護と利用	自然公園法	国立公園 : 28公園 国定公園 : 55公園 都道府県立自然公園 : 309公園 合計 : 国土の14.2%
過去に損なわれた生態系その他の自然環境の再生	自然再生推進法	地域の多様な主体の参加による協議会が設立(全国18協議会) 全体構想の策定、実施計画に基づく事業の実施 計画に対する主務大臣等の助言

野生生物の保護

野生鳥獣の保護と狩猟の適正化	鳥獣保護法	鳥獣保護事業計画の策定と実施 野生鳥獣の捕獲等の規制 鳥獣保護区 国指定 : 66カ所 県指定 : 3858カ所 合計 : 国土の9.7% 狩猟免許及び狩猟者登録制度
野生動植物種の絶滅の防止・保護増殖	種の保存法	希少野生動植物種の捕獲、譲渡規制 国内 : 73種、国際 : 669分類群 生息地等保護区指定 : 9カ所 合計 : 885ha 保護増殖事業計画の策定 : 38種・亜種
遺伝子組換え生物による生物多様性影響の防止	カルタヘナ法	環境中への拡散を防止しないで行う使用について事前の承認義務 輸出時における輸入国への通告義務等
外来生物による生態系等への被害の防止	外来生物法	特定外来生物の飼養、輸入等の制限 外来生物 : 83種類 国等による特定外来生物の防除 未判定外来生物の輸入等の制限

飼養動物の愛護・管理

動物の虐待の防止、適正な飼育管理	動物愛護管理法	飼い主責務等(犬猫引取数32(42)万頭) 動物取扱業規制(届出数17.7万件) 動物による危害防止・迷惑防止措置
------------------	---------	---

重要地域の保全

根拠法等

概要

進捗状況

自然環境 保全地域等	自然公園	生息地等保護区	鳥獣保護区	ラムサール 条約湿地
自然環境 保全法	自然公園法	種の保存法	鳥獣法	ラムサール 条約
優れた自然環境を有する地域の保全	優れた自然の風景地の保護と利用の増進	国内希少野生動植物種の生息地等の保護による種の保存	鳥獣の保護のために重要と認める区域の保護による鳥獣の保護	特に水鳥の生息地等として国際的に重要な湿地及びそこに生息・生育する動植物の保全を促進
<u>原生自然環境保全地域</u> 5 地域 5,631ha 5 地域 5,631ha <u>自然環境保全地域</u> 10 地域 21,593ha 10 地域 21,593ha <u>都道府県 自然環境保全地域</u> 528 地域 73,864ha (+ 8) (+ 2,587) 536 地域 76,451ha	<u>国立公園</u> 28 公園 2,056,556ha (+ 11,280) 28 公園 2,067,836ha <u>国定公園</u> 55 公園 1,343,255ha (+ 1,244) 55 公園 1,344,499ha <u>都道府県立自然公園</u> 308 公園 1,961,928ha (+ 1) (- 12,217) 309 公園 1,949,711ha <u>うち特別地域</u> 703,356ha (+ 4,763) 708,119ha	<u>生息地等保護区</u> 7 地区 863ha (+ 2) (+ 22) 9 地区 885ha	<u>国指定鳥獣保護区</u> 54 箇所 494,047ha (+12) (+43,909) 66 箇所 538,150ha 下段：平成 18 年度末 (数値は 17 年度末と同じ) <u>都道府県指定 鳥獣保護区</u> 3,835 箇所 3,085,278 ha (+ 11) (+ 56,757) 3,846 箇所 3,142,035 ha 下段：平成 17 年度末	<u>ラムサール条約湿地</u> 11 箇所 83,725ha (+ 22) (+ 46,568) 33 箇所 130,293ha
合計 101,088ha (+ 2,587) 103,675ha (国土面積の 0.3%)	合計 5,361,739ha (+ 307) 5,362,046ha (国土面積の 14.2%)	合計 863ha (+ 22) 885ha (国土面積の 0.0%)	合計 3,579,325ha (+100,860) 3,680,185ha (国土面積の 9.6%)	合計 83,725ha (+ 46,568) 130,293ha (国土面積の 0.3%)
上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 17 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末

注) 自然公園の面積は、海域を含まない数値である。

・ H 1 4 自然公園法改正 ... 生物多様性確保の義務、利用調整地区制度、指定動物制度等

[参 考]

根拠法等

概要

進捗状況

保安林	保護林	緑地保全地域等	名勝・天然記念物等
-----	-----	---------	-----------

森林法 ^{注1)}	国有林野管理経営規程	都市緑地法 ^{注2)} 等	文化財保護法
--------------------	------------	------------------------	--------

水源のかん養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要な森林の保全	原生的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資する	無秩序な市街化防止、地域住民の健全な生活環境の確保等の観点から必要な緑地の保全	名勝・天然記念物：芸術上又は観賞上価値の高い名勝地や学術上価値の高い動物、植物及び地質鉱物のうち特に重要なものの保存 重要文化的景観：文化的景観のうち特に重要なものの保存
---	--	---	--

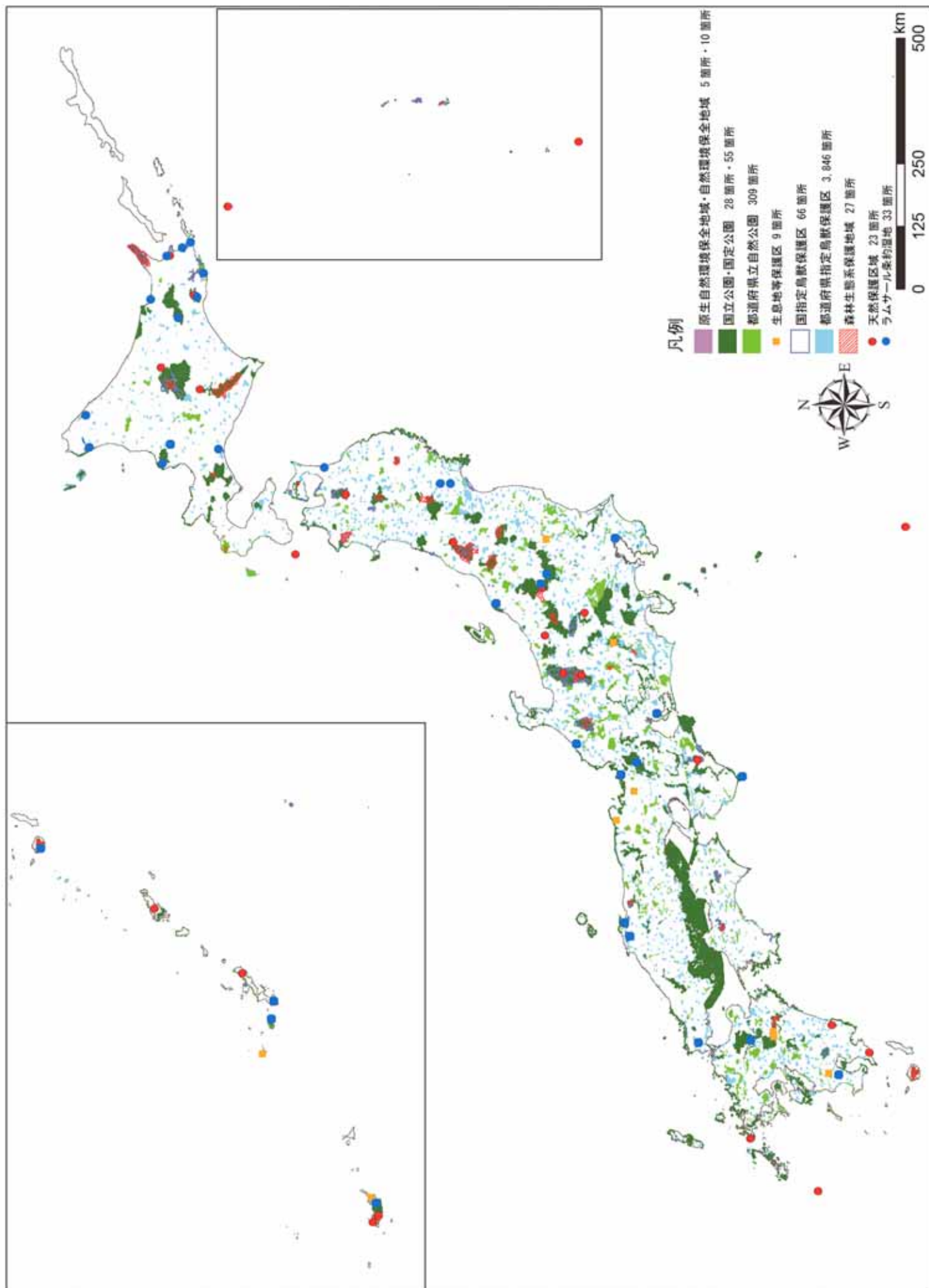
保安林の指定面積 9,052 千 ha (+ 2,602) 11,654 千 ha	森林生態系保護地域 26 箇所 320 千 ha 27 箇所 400 千 ha 森林生物遺伝資源保存林 12 箇所 36 千 ha 12 箇所 36 千 ha 材木遺伝資源保存林 329 箇所 9 千 ha 326 箇所(統合) 9 千 ha 植物群落保護林 356 箇所 138 千 ha 380 箇所 183 千 ha 特定動物生息地保護林 32 箇所 16 千 ha 36 箇所 21 千 ha 特定地理等保護林 34 箇所 30 千 ha 35 箇所 30 千 ha 郷土の森 32 箇所 2 千 ha 34 箇所 3 千 ha	特別緑地保全地区 282 地区 約 1,411ha (+ 58) (+ 約 589) 340 地区 約 2,000ha 近郊緑地保全区域 96,905ha (+ 70) 96,975ha	自然的な名勝・天然記念物 1,103 件 (+ 10) 1,113 件 ・うち天然保護区域 23 件 重要文化的景観 0 件 (制度未制定) (+ 2) 2 件 (H18 年 8 月)
---	---	--	--

合 計 9,052 千 ha (+ 2,602) 11,654 千 ha (国土面積の 30.8%)	合 計 約 55 万 ha (+ 13) 約 68 万 ha (国土面積の 1.8%)
---	--

上段：平成 13 年度末	上段：平成 13 年度末	上段：平成 13 年度末	上段：平成 13 年度末
下段：平成 17 年度末	下段：平成 17 年度末	下段：平成 17 年度末	下段：平成 17 年度末

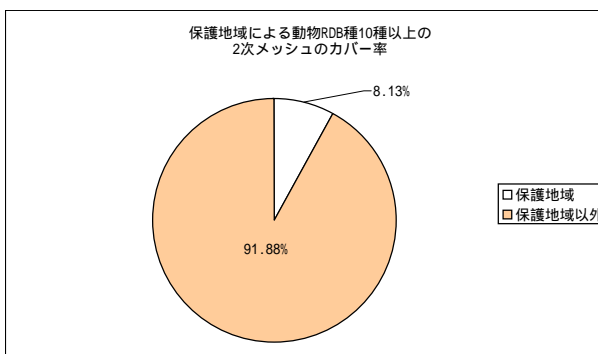
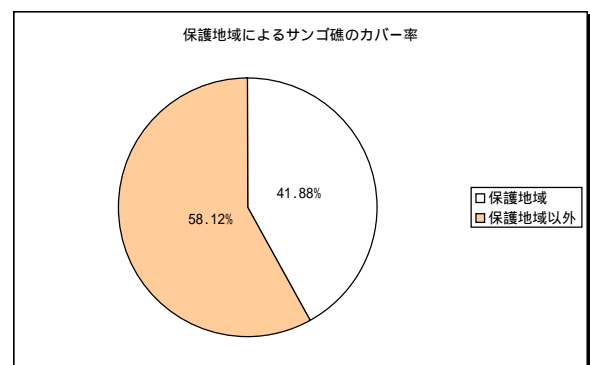
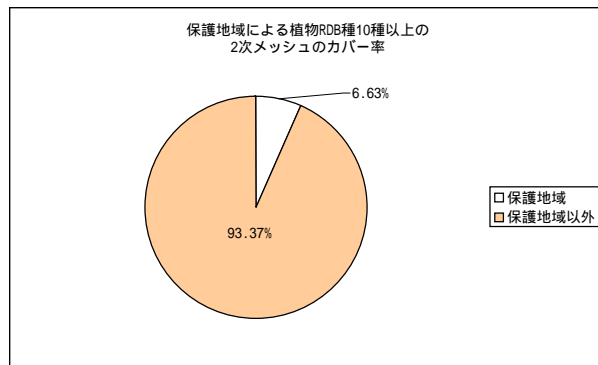
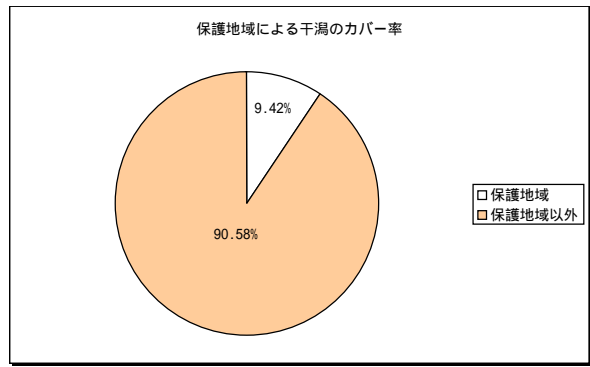
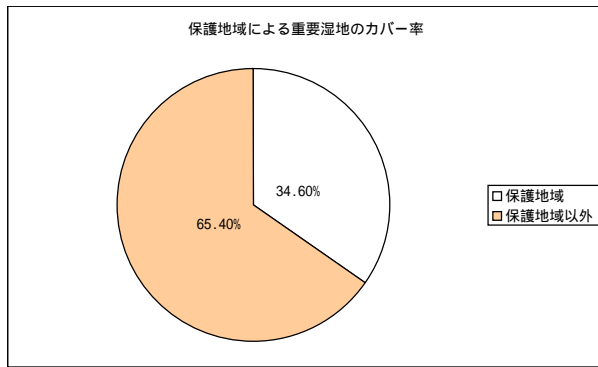
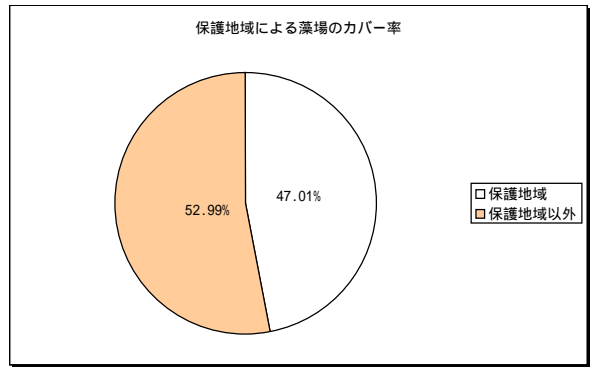
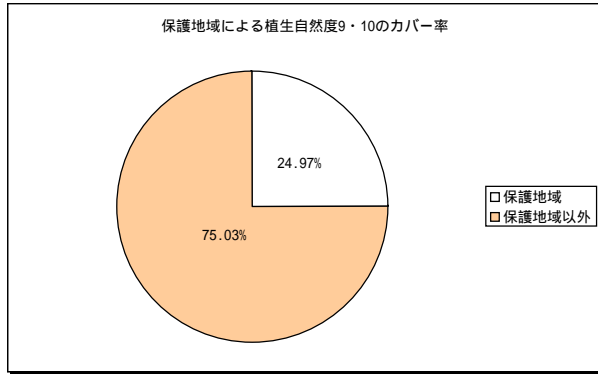
・ H 1 6 文化財保護法改正 ... 重要文化的景観の保護

資料：林野庁ホームページ、国土交通省ホームページ、文化庁ホームページなどから作成
 注1) 森林法(明治 40 年制定)を廃止して、昭和 26 年に制定された。なお、保安林制度は明治 30 年の森林法で創設されたもの。
 注2) 平成 16 年の改正で従前の都市緑地保全法から名称を変更したもの。



保護地域の位置図

各種地域の保護状況



新・生物多様性国家戦略策定（平成 14 年 3 月）以降の自然公園行政の動き

1 生物多様性保全の観点からの自然公園法等改正（平成 14 年 4 月）

国等の責務規定に、自然公園における生物多様性の保全を明記。

特別地域等内での規制行為を追加（「指定動物」の捕獲規制の規定や必要に応じて政令で規制行為を追加できる規定等を追加。）

人の立入による影響を軽減するため、認定を受けた利用者以外の指定地域への立入を制限する「利用調整地区」制度を創設。認定事務に当たる「指定認定機関」制度も創設。

二次的自然環境を土地所有者に代わって国やNPOが担う「風景地保護協定」制度を創設。このような管理活動を担う団体を公的に認定する「公園管理団体」制度も創設。

自然公園法施行令を改正（平成 15 年 2 月）し、公園事業種に「自然再生施設」を追加し、自然再生事業を明確に公園事業として位置づけ。

2 法改正事項の施行（平成 15 年 4 月～）

（1）「指定動物」の選定

	植 物	動 物
特別保護地区	全種の採取等を規制	全種の捕獲等を規制
特別地域	大臣が指定した植物の採取等を規制(約2,600種指定済)	大臣が指定した動物の捕獲等を規制(9種指定)

- ・ 学識経験者からなる検討会を開催し、選定要領や第一次選定の作業方針を策定。これらに基づき、9の国立・国定公園において9種の動物を指定。平成 18 年 7 月施行。

（2）特別保護地区内での動植物放出規制

- ・ 特定外来生物被害防止法では規制できない国内由来の外来生物による貴重な生態系の被害発生を防止するため、自然公園法の規定に基づいて自然公園法施行令を改正し、特別保護地区内において動植物を放出する行為を規制対象に追加。平成 18 年 1 月施行。

(3) 利用調整地区

- ・ 吉野熊野国立公園大台ヶ原（西大台地区、環境省所管地）において指定することについて中央環境審議会より答申（平成18年12月）。今後、利用調整地区の指定、指定認定機関の指定等の手続を経て、平成19年9月より利用調整を開始予定。

(4) 風景地保護協定

- ・ 阿蘇くじゅう国立公園において牧野組合と（財）阿蘇グリーンストック（公園管理団体）が風景地保護協定を締結し（平成16年3月）牧野の管理を実施。

3 国立・国定公園区域の拡張及び公園計画の変更等

(平成14年4月～平成19年3月の増加量)

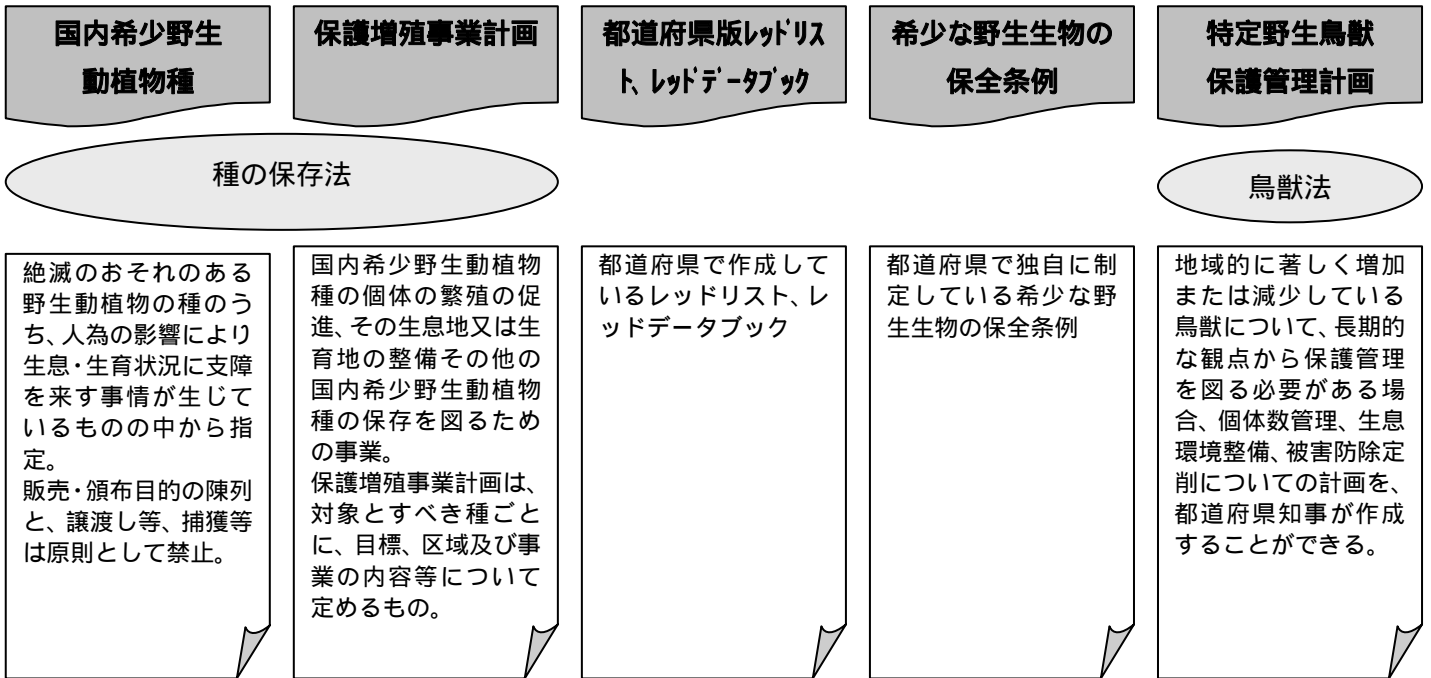
(増加量 / 平成14年3月末時点の面積)

・ 国立・国定公園の国土面積に対する割合	9.0% 9.02%
・ 国立・国定公園区域	12,524ha 増加 + 0.37%
・ 国立・国定公園特別地域（特別保護地区を除く）	6,983ha 増加 + 0.26%
・ 国立・国定公園特別地域車馬乗り入れ規制地域	18,769ha 増加 + 7.86%
・ 国立・国定公園特別保護地区	4,371ha 増加 + 1.30%
・ 国立・国定公園海中公園地区	187ha 増加 + 7.03%
・ 国立・国定公園普通地域	1,170ha 増加 + 0.17%

野生生物の保護管理

[保護地域については 資料 3 - 2 参照]

根拠法等)
概要)



進捗状況)

動物	保護増殖事業計画	都道府県版レッドリスト、レッドデータブック	希少な野生生物の保全条例	特定野生鳥獣保護管理計画
49 種 (+ 5) 54 種	21 種 (+ 17) 38 種	38 件 (+ 9) 47 件 (全都道府県)	9 件 (+ 15) 24 件	32 計画 (+ 56) 88 計画
植物				
8 種 (+ 11) 19 種	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 17 年度末	上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末
合計				
57 種 (+ 16) 73 種				
上段：平成 13 年度末 下段：平成 18 年度末				

・ H 1 5 ~ 1 9 レッドリスト改訂作業

- ・ H 1 4 鳥獣保護法改正 ... 生態系に悪影響のある捕獲個体の放置を規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼育を禁止、アザラシ類などを同法の対象に追加
- ・ H 1 8 鳥獣保護法改正 ... 鳥獣保護区での生息環境改善を図る保全事業の創設、適法に輸入した鳥獣への標識装着による識別措置、農家等による狩猟免許の取得促進を図るための免許区分の見直し(わな猟免許及び網猟免許の創設)、休猟区における特定鳥獣の狩猟の特例 等

	特定外来生物	外来生物の防除	都道府県による 外来生物リスト	遺伝子組換え生物等の 使用規程承認
根拠法等	外来生物法			カルタヘナ法
概要	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物を政令で定めるもの。 飼養等、輸入その他の取扱いを規制するとともに、防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止。	特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、防除を実施。 固有の生物相を有している島嶼地域等緊急性の高い地域における外来生物の導入規制、排除、管理を重点的に実施。	都道府県で作成している外来生物リスト。 都道府県に対し、環境省が実施したアンケート結果。	新規の遺伝子組換え生物等を環境中で使用等（第一種使用等）する者は、事前に使用規程を定め、使用等をした場合の生物多様性影響評価を行い、主務大臣の承認を受けなければならない。
進捗状況	0 種類 83 種類	<u>新・戦略策定(H14.3)前からの取組</u> ・奄美大島におけるジャワマンゲース防除事業 (H12~) ・沖縄島北部地域におけるジャワマンゲース防除事業 (H13~) ・西表国立公園におけるオオヒキガエル監視事業 (H13~) <u>新・戦略策定(H14.3)後に開始した取組</u> ・小笠原国立公園における特定外来生物重点防除事業 (H18~)	0 都道府県 作成済 9 道府県 作成中 7 県	<u>第一種使用規程承認数</u> 0 件 97 件
	<u>上段</u> ：平成 13 年度末 (法律未制定) <u>下段</u> ：平成 19 年 4 月	<u>上段</u> ：平成 13 年度末 <u>下段</u> ：平成 18 年 9 月	<u>上段</u> ：平成 13 年度末 (法律未制定) <u>下段</u> ：平成 19 年 4 月	

- ・ H 1 6 外来生物法制定
... 特定外来生物の輸入、飼養等の規制、防除の促進を図るもの
- ・ H 1 7 自然公園法施行令・自然環境保全法施行令改正
... 国立・国定公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域への動植物の放出を規制

- ・ H 1 5 カルタヘナ法制定
... 遺伝子組換え生物等の使用等の規制を図る法的枠組み

わが国における絶滅のおそれのある野生生物の種数（レッドリスト掲載種数表）

（平成18年12月現在）

分類群	評価対象種数(b)	絶滅	野生絶滅	絶滅のおそれのある種(a)		準絶滅危惧	情報不足	絶滅のおそれのある地域個体群	掲載種数合計	絶滅のおそれのある種の割合(a/b)	
				絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類						
動物	哺乳類	約200	4	0	48	16	16	9	12	89	24.0%
	鳥類	約700	13	1	92	39	18	16	2	142	13.1%
	爬虫類	98	0	0	31	18	17	5	4	57	31.6%
	両生類	65	0	0	21	11	14	1	0	36	32.3%
	汽水・淡水魚類	約300	3	0	76	18	12	5	12	108	25.3%
	昆虫類	約30,000	2	0	171	82	161	88	3	425	0.6%
	貝類	約1,000	25	0	251	165	201	71	5	553	25.1%
	ワケ類・甲殻類等	約4,200	0	1	56	39	39	40	0	136	1.3%
	動物小計		47	2	746	388	478	235	38	1546	
	植物等	維管束植物	約7,000	20	5	1665	621	145	52		1887
蘚苔類		約1,800	0	0	180	70	4	54		238	0.1%
藻類		約5,500	5	1	41	6	24	0		71	0.7%
地衣類		約1,000	3	0	45	23	17	17		82	4.5%
菌類		約16,500	27	1	63	10				91	0.4%
植物等小計			55	7	1994	730	190	123		2369	
合計		102	9	2740	1118	668	358	38	3915		

カテゴリーは以下のとおり。

絶滅 (Extinct):
...我が国では既に絶滅したと考えられる種

野生絶滅 (Extinct in the Wild):
...飼育・栽培下でのみ存続している種

絶滅危惧Ⅰ類 (Critically Endangered + Endangered):
...絶滅の危機に瀕している種

絶滅危惧Ⅱ類 (Vulnerable):
...絶滅の危険が増大している種

準絶滅危惧 (Near Threatened):
...存続基盤が脆弱な種

絶滅のおそれのある地域個体群 (Threatened Local Population):
...地域的に孤立している個体群で、絶滅のおそれが高いもの。

- (1) 動物の評価対象種数（亜種等を含む）は「日本産野生生物目録（環境庁編 1993,1995,1998）」等による。
- (2) 維管束植物の評価対象種数（亜種等を含む）は植物分類学会の集計による。
- (3) 蘚苔類、藻類、地衣類、菌類の評価対象種数（亜種等を含む）は環境省調査による。
- (4) 絶滅のおそれのある種（亜種等を含む）の現状は、環境省版レッドリストによる。

鳥類、爬虫類、両生類及びその他無脊椎動物のレッドリストの見直しで明らかになった点（平成18年12月公表）

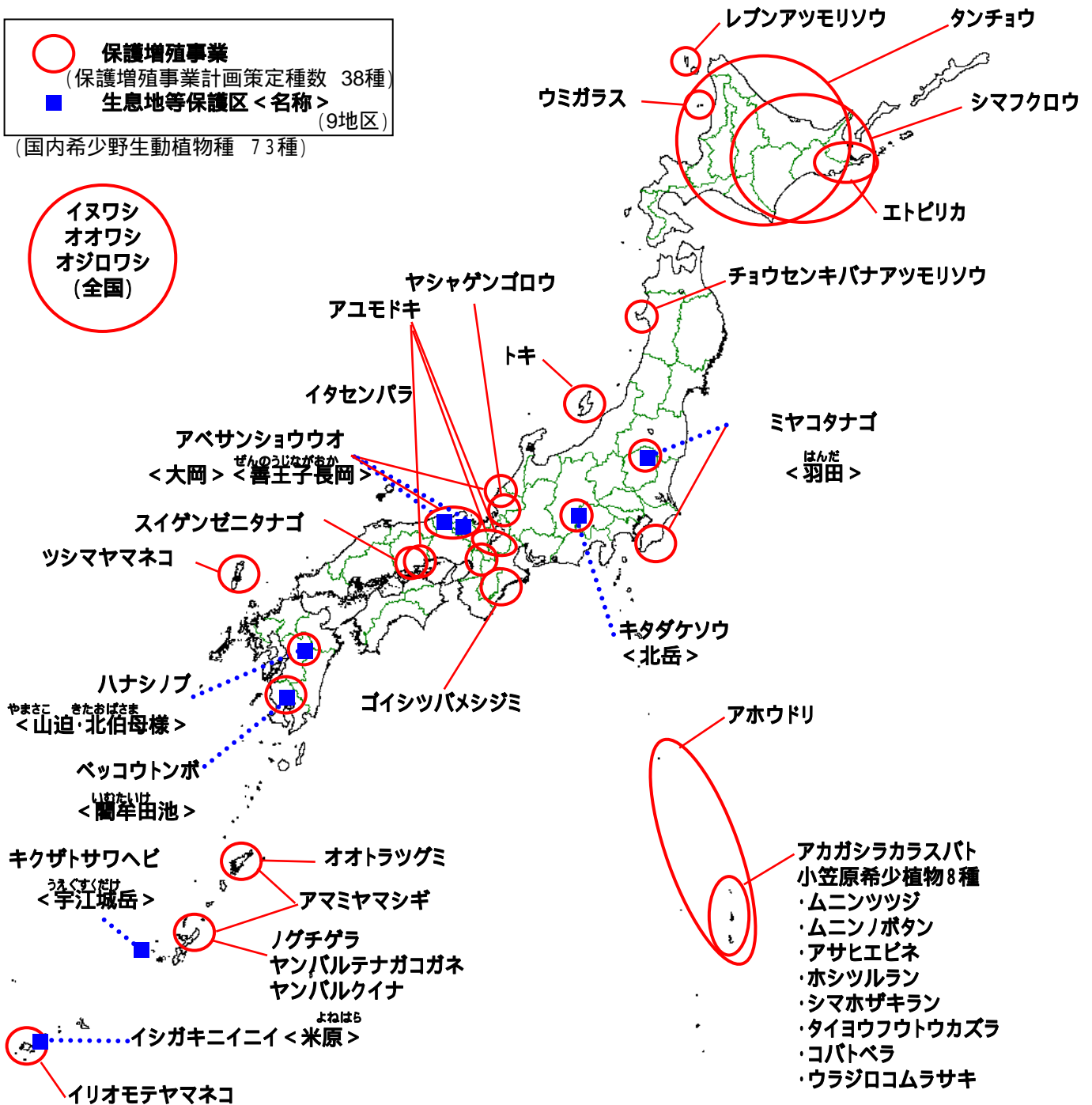
鳥類	<p>絶滅のおそれのある種の数（評価対象種に占める割合）： 【旧リスト】89種（約700種の13%） 【新リスト】92種（約700種の13%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回よりランクが下がった種は11種。 ・ ランクが上がった種が26種。ランクの上がった種の多くが草原、低木林や島嶼部に生息地とする。
爬虫類	<p>絶滅のおそれのある種の数（評価対象種に占める割合）： 【旧リスト】18種（94種の19.1%） 【新リスト】31種（98種の32%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 南西諸島に生息する爬虫類のランクが上がった。絶滅のおそれがある爬虫類31種のうち、30種が南西諸島に生息。 ・ 多くの種で、生息環境の悪化や外来生物による影響が示唆。
両生類	<p>絶滅のおそれのある種の数（評価対象種に占める割合）： 【旧リスト】14種（61種の23.0%） 【新リスト】21種（62種の34%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ランクが上がった種の多くは、小規模な開発または外来生物による影響が示唆。 ・ 両生類の絶滅のおそれのある種、21種のうち、8種が南西諸島に生息するカエル類。サンショウウオ類は国内に19種生息するが、そのうち11種に絶滅のおそれ。
その他無脊椎動物	<p>絶滅のおそれのある種の数（評価対象種に占める割合）： 【旧リスト】33種（約4,200種の1%） 【新リスト】56種（約4,200種の1%）</p>

国内希少野生動植物種の生息地等保護区と保護増殖事業

○ 保護増殖事業
 (保護増殖事業計画策定種数 38種)
 ■ 生息地等保護区 <名称>
 (9地区)

(国内希少野生動植物種 73種)

イヌワシ
 オオワシ
 オジロワシ
 (全国)



平成18年8月現在

トキ保護増殖事業について

1. トキについて

(1) 学名・分類

Nipponia nippon (Temminck, 1835)

コウノトリ目 トキ科 トキ

(2) 保護に関する指定等

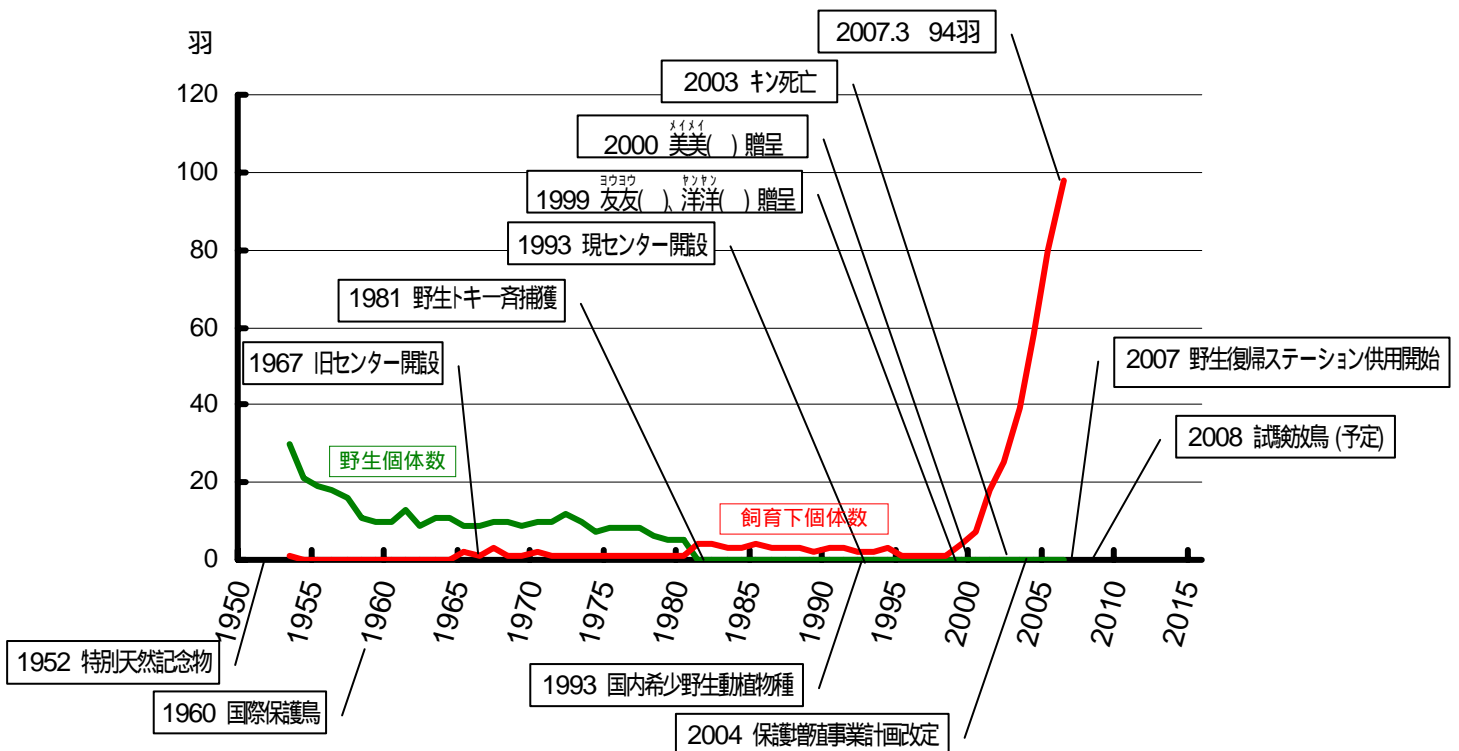
- ・特別天然記念物
- ・種の保存法に基づく「国内希少野生動植物種」
- ・日本版レッドリスト 野生絶滅に掲載
- ・国際保護鳥
- ・IUCN版レッドリスト 絶滅危惧に掲載
- ・ワシントン条約 附属書 に掲載



2. トキ保護増殖事業計画 (H16年1月29日 農林水産省 国土交通省 環境省)

- (1) 個体の繁殖及び飼育
- (2) 生息環境の整備
- (3) 再導入の実施
- (4) 飼育個体の分散
- (5) 中国との相互協力の推進
- (6) その他

3. 個体数の推移等



カワウ問題に関する環境省の取り組み

1．カワウの生態・被害対策等に係る調査の実施（H12～14年度）

カワウの生息状況等の生態や被害や管理に関する研究事例の収集等を行い、保護管理対策のあり方について検討。

2．特定鳥獣保護管理計画技術マニュアル（カワウ編）の作成（H15年度）

上記調査結果を踏まえ、カワウの適切な管理を行うために、主に都道府県の行政担当者向けに考え方等を整理したもの。カワウの広域保護管理の必要性等について解説。各都道府県等に配布。

環境省HPでも公開 (<http://www.env.go.jp/nature/report/h17-03/index.html>)

3．野生鳥獣保護管理技術者研修会におけるカワウ研修の開催（H16年度～）

本研修会は主に都道府県鳥獣保護行政担当者を対象にしたものであるが、昨年度よりカワウも対象に追加。

平成16年度はカワウに係る研修会は11月に開催、全国より水産担当者なども含む36名が参加。

平成17年度は8月～9月に滋賀県米原市にて開催31名が参加。

平成18年度は11月に滋賀県長浜市にて開催28名が参加。

4．カワウの広域保護管理対応（H16年度～）

カワウの広域的な管理に係る取組を関東ブロック及び中部・近畿ブロックにおいて推進。

関東ブロック（10都県^{*1}）については、専門家、関係都県、関係省庁、利害関係者等から構成される広域協議会を平成17年4月に設立し、11月に広域的な保護管理指針を作成。平成18年4月に一斉追い払いを実施。本年度も4月に実施した。

中部・近畿ブロック（15府県^{*2}）については、平成18年5月に広域協議会を設立して専門家、関係県、関係省庁等とともに広域的な保護管理指針を平成19年3月に作成。現在、各府県において、個体数や被害に関するモニタリングが実施され、環境省でデータを取りまとめ、フィードバックする情報の共有を推進している。

^{*1} 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（東部）

^{*2} 富山県、石川県、福井県、長野県、岐阜県、静岡県（西部）、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県

（参考：H19年度の事業）

- ・各府県で実施されている保護管理に必要な生息数や被害に関するモニタリングデータを集積し、データベース化するとともに各府県に広域一体的に情報提供を実施。
- ・H18年度より3カ年の予定で、カワウの広域的な移動実態を解明するため、滋賀県、愛知県、東京都においてGPS発信器を活用した調査を実施。
- ・カワウについて都道府県担当職員等を対象に保護管理研修を行う。

（その他）

- ・カワウを狩猟鳥獣に指定する件について本年6月1日から施行される。

高病原性鳥インフルエンザに関する 環境省の取組について

環境省では、鳥インフルエンザ等の野生鳥獣の感染症に係る取組として、17年度より「野生鳥獣感染症対策事業」を開始し、以下の事業について取組を進めている。

1 野生鳥獣感染症対策検討会の設置

平成17年4月に鳥インフルエンザ等の感染症及び野鳥の専門家等からなる「野生鳥獣感染症対策検討会」を設置し、当省が実施している渡り鳥の飛来経路解明事業、野鳥のモニタリング等の各種事業に対し、指導・助言を行っている。なお、当省では本検討会の助言・指導に基づき高病原性鳥インフルエンザ発生時の都道府県の野生鳥獣担当部局等の対応マニュアルをとりまとめ、各都道府県に配布した。

2 渡り鳥の飛来経路解明

ウイルスの運搬に渡り鳥が関与した可能性も指摘されており、発生国からのウイルス運搬に関与すると考えられる渡り鳥について人工衛星追跡による飛来経路の解明を行っている。

H18年1月に埼玉県にて送信機を装着したマガモ、オナガガモについては、ロシアまでの渡り経路を追跡することができた。また、H18年度の冬期には埼玉県、宮崎県、長崎県にてオナガガモ、マガモ、ヒドリガモなどカモ類に送信機を装着し現在飛来経路を追跡中である。

3 モニタリングの実施

平成16年及び18年度の高病原性鳥インフルエンザの発生を受け、平成16年度より、渡りの時期に合わせて、野鳥を捕獲してウイルスの保有状況をモニタリングしている。平成18年度はこのモニタリングで7216の検体を検査し、全て陰性であった。なお、平成19年1月に熊本県で衰弱死したクマタカから高病原性鳥インフルエンザが確認された。

本年度もシベリアや東南アジア方面からの渡りの時期に合わせてインフルエンザウイルスの保有状況について調査を実施する予定である。

4 情報収集・提供

鳥インフルエンザウイルスの分離や当省のモニタリングの結果等に関する情報を随時、都道府県の担当部局に情報提供している。野鳥の異状及び都道府県における野鳥調査の実施結果等に関して、各都道府県から情報を提供していただいているが、現在のところ、高病原性鳥インフルエンザによる野鳥の大量死等の連絡はない。

また、内閣府主催の鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議や農林水産省主催高病原性鳥インフルエンザ感染経路究明チームへの出席など随時関係省庁との情報交換等に努めている。

5 連携施策群について

総合科学技術会議で、科学技術連携施策群としているテーマのひとつが新興・再興感染症であり、厚生労働省、農林水産省、文部科学省及び環境省の4省が連携して取り組んでおり、環境省は渡り鳥の飛来経路の解明等の研究と野鳥のウイルス保有状況のモニタリングに対して協力している。

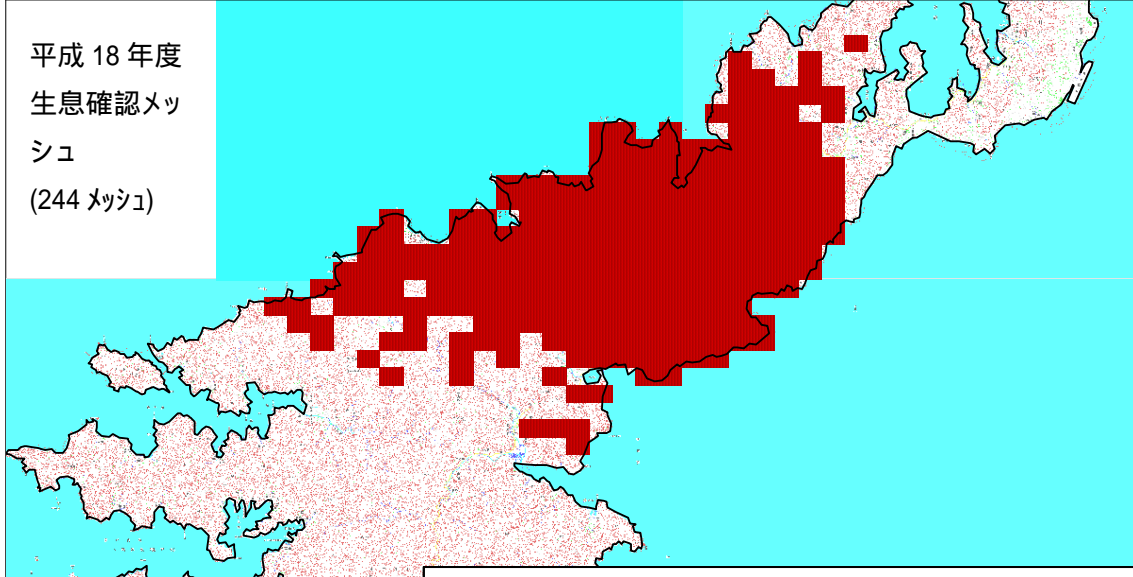
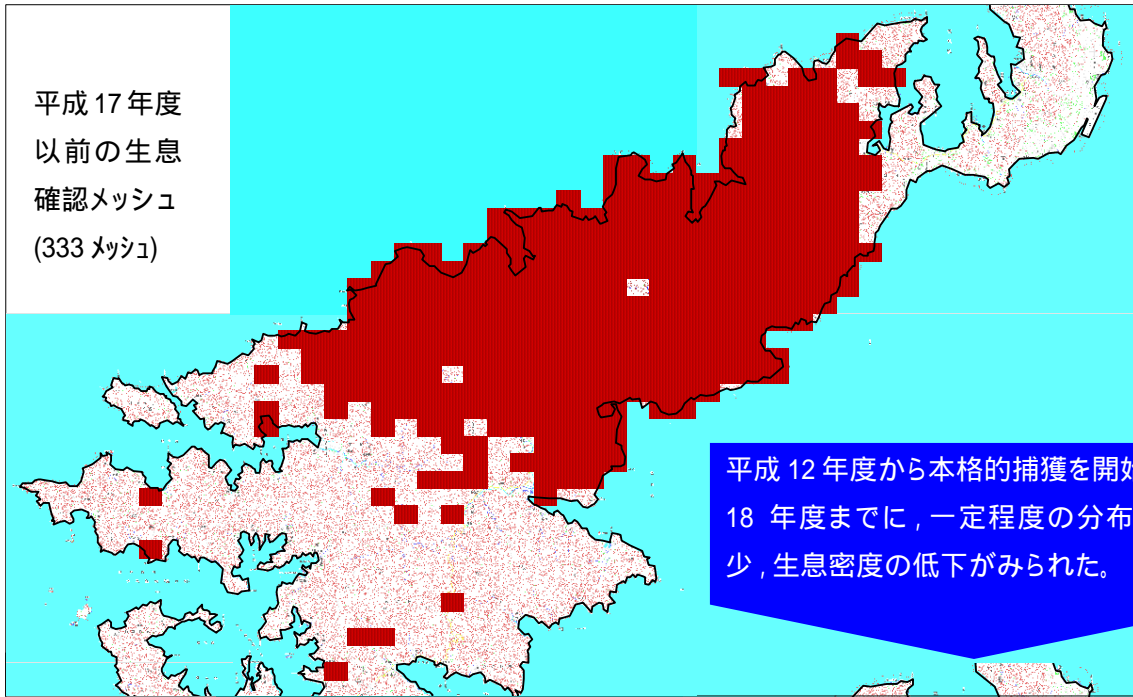
環境省の特定外来生物防除事業の概要

	実施主体	事業内容	17年度実施内容
ジャワマンゲース			
奄美大島 (希少種の生息地)	那覇事務所	・17年度から10年間で奄美大島における完全排除を実現。	・マンゲース・バスターズ(防除チーム)を編成し、マンゲースを捕獲。
やんばる (希少種の生息地)	那覇事務所	・17年度から10年間でやんばる地域からの完全排除を実現。	・沖縄島北部地域において沖縄県と協力し、マンゲースを捕獲。(県はH17～H18年度で侵入防止柵を設置)
オオヒキガエル			
西表島 (国立公園)	那覇事務所	・西表島への侵入を監視し、早期発見・早期駆除を実施。	・オオヒキガエル侵入防止のため港や止水域の定期的監視を実施。
オオクチバス等			
伊豆沼・内沼 (国指定鳥獣保護区) (ラムサール湿地)	東北事務所	・既存の防除手法に係る知見のマニュアル化(教本・DVD)。 ・周辺水系からの排除に係る手法の検討。	・駆除マニュアルの作成。 ・周辺ため池の現況調査。 ・稚仔魚の駆除(グリーンワーカー)
羽田沼 (生息地保護区)	関東事務所	・羽田沼における有効な排除手法を実地に検討。	・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
片野鴨池 (国指定鳥獣保護区) (ラムサール湿地)	中部事務所	・鴨池及び下福田溜池における排除手法を実地に検討。	・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
犬山市ため池 (希少種の生息地)	〃	・中島池・下池とその上流域における排除手法を実地に検討。	・中島池の池干しの実施。 ・周辺ため池の現況調査。
琵琶湖 (国定公園) (ラムサール湿地)	近畿事務所	・内湖における繁殖抑制手法の検討と、湖における防除推進のための資料収集を実施。	・現況調査の実施。 ・検討会における防除手法の検討。
蘭牟田池 (生息地保護区) (ラムサール湿地)	九州事務所	・蘭牟田池における排除手法を実地に検討。	・実地における捕獲方法の検討。
オオクチバス等			
皇居外苑外来魚対策事業	皇居外苑	・皇居外苑のお濠における排除手法を実地に検討。	・網、電気ショッカーによる捕獲の実施。
小笠原(グリーンアノール、オオヒキガエル等)			
小笠原諸島 (国立公園)	関東事務所	・外来生物の根絶を目標とした防除事業及びモニタリングを父島及び母島において集中的に実施。	・現況調査の実施。 ・防除手法の検討。
アライグマ			
知床半島 (希少種の生息地)	釧路事務所	・シマフクロウの生息にとって脅威となるアライグマの排除を実施。	・生息調査及び捕獲
アライグマ			
北海道	北海道事務所	・野幌森林公園において、アライグマの通り道の把握と排除手法を実地に検討。	・現況調査の実施。 ・防除手法の検討。
関東	関東事務所	・広域に拡大するアライグマ個体群を抑制するための手法と関係自治体の連携体制を検討。	・既存情報の収集整理。 ・モデル地区の設定と防除手法の検討。
長野	長野事務所	・分散初期段階にあるアライグマ個体群の拡大を抑制する手法を検討。	(18年度から実施)
関西	近畿事務所	・広域に拡大するアライグマ個体群を抑制するための手法と関係自治体の連携体制を検討。	・既存情報の収集整理。 ・モデル地区の設定と防除手法の検討。
台湾ザル(H17限り)			
和歌山	近畿事務所	・紀伊半島における台湾ザルの排除手法を検討	・紀伊半島における台湾ザルの排除手法を検討
カミツキガメ			
千葉県印旛沼	関東事務所	・印旛沼に流入する河川水系において排除手法を実地に検討。	・現況調査の実施。 ・実地における防除手法の検討。
アルゼンチンアリ			
愛知	中部事務所	・アルゼンチンアリの生態・被害知見の整理。 ・効果的な排除手法を実地に検討。	(18年度から実施)
広島・山口	中国四国事務所	・アルゼンチンアリの生態・被害知見の整理。 ・効果的な排除手法を実地に検討。	(18年度から実施)

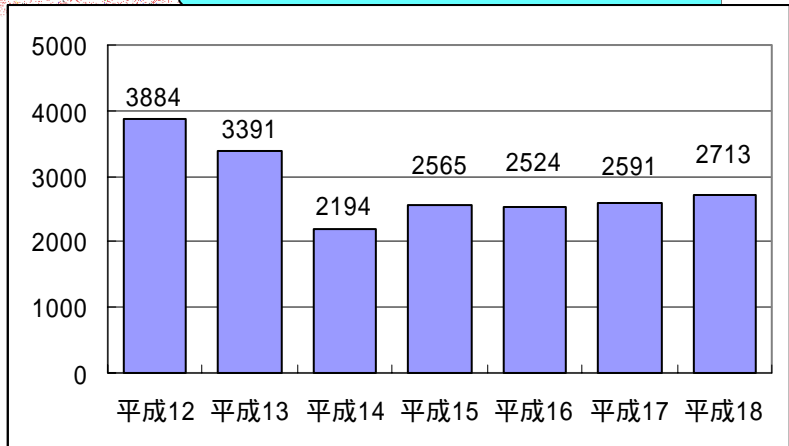
直轄防除事業

広域分布生物防除モデル事業

奄美大島におけるマングース防除事業



年度別マングース
捕獲数の推移(頭)



遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（カルタヘナ法）の概要（平成16年2月施行）

目 的

国際的に協力して生物の多様性の確保を図るため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制に関する措置を講ずることにより、カルタヘナ議定書の的確かつ円滑な実施を確保。

主務大臣による基本的事項の公表

遺伝子組換え生物等の使用等による生物多様性影響（生態系への侵入や近縁野生種との交雑等）を防止するための施策の実施に関する基本的な事項等を定め、これを公表。

遺伝子組換え生物等の使用等に係る措置

遺伝子組換え生物等の使用等に先立ち、使用形態に応じた措置を実施

「第1種使用等」
= 環境中への拡散を防止しないで行う使用等

【想定される使用等】

- ・ 農作物の栽培
- ・ 遺伝子治療

新規の遺伝子組換え生物等の環境中での使用等をしようとする者（開発者、輸入者等）等は事前に使用規程を定め、生物多様性影響評価書を添付し、主務大臣の承認を受ける義務。

「第2種使用等」
= 環境中への拡散を防止しつつ行う使用等

【想定される使用等】

- ・ 工場内における酵素・医薬品の生産
- ・ 実験室内での各種試験研究等

施設の態様等拡散防止措置が主務省令で定められている場合は、当該措置をとる義務。定められていない場合は、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置をとる義務。

その他、未承認の遺伝子組換え生物等の輸入の有無を検査する仕組み、輸出の際の相手国への情報提供、科学的知見の充実のための措置、国民の意見の聴取、違反者への措置命令、罰則等所要の規定がある。

第一種使用規程の承認状況(2007年4月現在 97件)

一般使用

生物名		付与された性質或いは用途	件数	計
農作物	トウモロコシ	害虫抵抗性	3件	23件
		除草剤耐性	5件	
		除草剤耐性及び害虫抵抗性	15件	
	ワタ	害虫抵抗性	3件	13件
		除草剤耐性	3件	
		除草剤耐性及び害虫抵抗性	7件	
	ダイズ	除草剤耐性	3件	4件
		その他(栄養成分の改変)	1件	
	セイヨウナタネ	除草剤耐性	3件	4件
		除草剤耐性及び稔性回復性	1件	
	テンサイ	除草剤耐性	1件	1件
	アルファルファ	除草剤耐性	3件	3件
カーネーション	花色の発現(青紫色)	5件	5件	
合計				53件

試験栽培等の限定的な使用

生物名		付与された性質或いは用途	件数	計
農作物	トウモロコシ	害虫抵抗性	2件	6件
		除草剤耐性及び害虫抵抗性	3件	
		その他(バイオエタノール原料)	1件	
	イネ	病虫害抵抗性	5件	18件
		環境ストレス耐性	6件	
		その他(花粉症緩和米等)	7件	
	ワタ	除草剤耐性	1件	1件
	ダイズ	除草剤耐性	2件	2件
	テンサイ	除草剤耐性	1件	1件
	バラ	花色の発現(青紫色)	2件	2件
	グリーンペントグラス	除草剤耐性	1件	1件
	ギンドロ	高セルロース含量(パルプ用材)	2件	2件
遺伝子治療	ヒトアデノウイルス等のウイルス	遺伝子治療	8件	8件
研究開発	ユーカリ	耐塩性	3件	3件
合計				44件

野生生物に係る国際的取組の概要

(1) ワシントン条約(絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約)

【採択】1973年3月、1975年7月発効(国内発効は1980年11月)

【締約国数】169か国(2006年6月現在)

【内容】

過度の国際取引により野生動植物の一定の種が絶滅のおそれに瀕することを防止するため、野生動植物の国際取引の規制を実施。

(2) ラムサール条約(特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約)

【採択】1971年2月、1975年12月発効(国内発効は1980年10月)

【締約国数】152か国(2006年8月現在)

【内容】

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地及びそこに生息する動植物の保全を促進することを目的とする。

条約の対象とする湿地には、湿原、湖沼、干潟、サンゴ礁、マングローブ林、地下水系等様々なタイプが含まれる。

* 我が国における条約湿地(平成18年8月現在)：33か所(別添参照)

* 2005年11月にウガンダで開催された第9回締約国会議(COP9)に併せて、新たに20箇所の国内湿地が同条約湿地登録簿に掲載された。

(3) 二国間渡り鳥等保護条約、協定

【内容】

渡り鳥の捕獲等の規制、絶滅のおそれのある鳥類の保護(日中を除く)及びそれらの鳥類の生息環境の保護等

* アメリカ、オーストラリア、中国、ロシアとの間で締結。

なお、韓国との間でも日韓環境保護協力協定に基づく渡り鳥保護協力プロジェクトを行っており、平成16年12月の日韓首脳会談で日韓渡り鳥保護条約の締結交渉開始に合意。

(4) バイオセーフティーに関するカルタヘナ議定書

【採択】2000年1月 2003年9月発効(国内発効は2004年2月)

【締約国数】131か国及び欧州共同体(2006年6月現在)

【内容】

生物多様性条約に基づく議定書。遺伝子組換え生物(LMO)による生物多様性の保全及び持続可能な利用への影響を防止するため、LMOの輸入手続等に関して国際的な枠組みを定めたもの。

(5) アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略

【設立】1996年3月

【内容】

日本及び豪州政府のイニシアティブにより、アジア太平洋地域における渡り性水鳥とその生息地の長期的保全を図ることを目的とする枠組。これまでにシギ・チドリ類、ツル類、ガンカモ類の3種群について重要生息地ネットワークが構築され、参加地間の情報交換及び交流等が行われている。(2006年8月現在14か国92湿地がネットワークに参加。我が国は27湿地)

* 当該戦略をさらに強化するため、2006年中にWSSDタイプ2パートナーシップに基づく「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」を構築することが決定している。

里地里山の保全

里地里山保全再生モデル事業の実施について

- ・ 里地里山は、長い歴史の中で農林業等を通じて特有の環境が形成されてきた地域であり、国土の中での生物多様性保全を考える上で重要な地域であるが、農林業の低迷や地域の過疎化・高齢化によって、その維持管理が困難となる一方で、特に都市住民を中心に身近な自然としての期待の高まり。
- ・ 環境省では、里地里山の保全活用に向けた実践的手法や体制等について検討するため、平成16年度から平成20年度の予定で里地里山保全再生モデル事業を実施。関係各省の協力を得て、国、地元自治体、地域住民や都市住民及びNPO等が連携した取組をモデル的に支援。

事業概要

全国の里地里山の代表的なタイプとして、4地域（5地区）を選定し、モデル事業を実施。

地域戦略の策定（平成16年度～平成18年度）

関係省庁（農水省、国交省）、地元自治体、NPO、住民、専門家などと連携・協力し、懇談会・意見交換会を通じて、里地里山保全再生のための「地域戦略」を策定



モデル事業の実施（平成16年度～平成18年度）

「地域戦略」に基づき、地域において、里地里山の保全活動を行い、持続的取り組みに向けた、課題等の検討



情報発信（平成19年度～平成20年度）

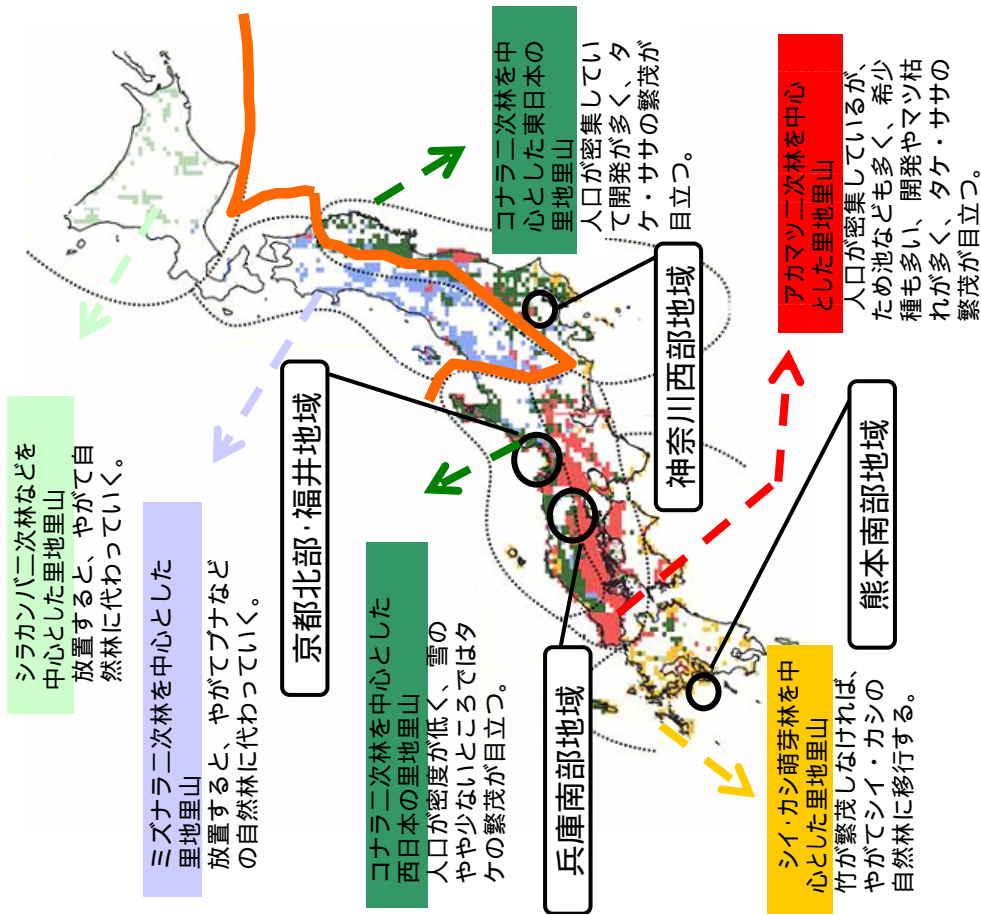
モデル地域での取組を全国へ情報発信することにより、全国の里地里山保全再生活動の活性化を図る

年 度	H16	H17	H18	H19
予算額 (千円)	79,360	72,514	63,904	48,084

里地里山保全再生モデル事業実施地区

- ・ 里地里山の中核をなす2次林に着目して全国を6つのブロックに分類。
- ・ このうち、植生変化の進行に伴う希少種の生息環境の保全やササ・タケ繁茂への対応などの点で里地里山管理の必要性が高い1、コナラ林(東日本)、コナラ林(西日本)、アカマツ林、シイ・カシ萌芽林の4ブロックを対象地域とし、2次林の保全管理に対する地域の意向を踏まえて各ブロックからそれぞれ1地域ずつ里地里山保全再生モデル事業の実施地区を選定。

里地里山保全再生モデル事業の実施地区



事業実施地域の特徴

地域名	ブロック名	地域の特徴
神奈川西部地域 (秦野市)	コナラ林 (東日本)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 首都圏のベッドタウンでありながら、雑木林、水田、畑が多く残されており、水辺環境にも恵まれ生物多様性が豊か。 ・ 里山はクヌギ・コナラの群落が多いが里山と農地の境で竹の進入がみられる。
京都北部・福井地域 (宮津市、越前市等)	コナラ林 (西日本)	<ul style="list-style-type: none"> (京都北部) <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺に天橋立などの観光資源があり、山間部にはコナラ、シデ等のまとまった広葉樹林が存在し、山、集落、水田等が一体となった典型的な里山景観がみられる。 (福井地域) <ul style="list-style-type: none"> ・ 主にコナラ等の広葉樹林に覆われており、湧水によって非農期でも水田で湿地が形成され、アベサンショウウオなど多様な希少種が生息。
兵庫南部地域 (三田市等)	アカマツ林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大都市のベッドタウンで、里山は主にアカマツ林が特徴的だが一部コナラ林もみられる。 ・ 事業地区内には湿原が点在し、ハッチョウトンボ、サギソウ等が生息。
熊本南部地域 (氷川町)	シイ・カシ萌芽林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内の森林は主にスギ・ヒノキの人工林で、一部シイ・カシの天然林がみられる。天然林には竹林の侵入がみられている。

里地里山保全モデル事業でのこれまでの取組

里地里山保全再生モデル事業で
実施地域に地域懇談会を設置

【地域懇談会の内容】

自然環境・地域課題の詳細把握
課題等に対する対応検討
里地里山保全の方向性
保全再生活動内容の検討

地域の里地里山保全再生の計画である
「地域戦略」を策定

地域戦略に基づき具体的な保全活動の実践

地域の自主的な取組や里山エリア再生交付金等
関係各省の事業による支援

里地里山環境への働きかけ

竹林拡大防止のための管理活動やビオトープの創出等
の耕作放棄地の再整備、バッファゾーン創出等の鳥獣
害対策への対応等

里地里山保全再生の体制づくり

里地里山保全再生のための協議会設立等による行政、N
PO、ボランティアの組織化、森林環境教育、研修の拠点
整備等の環境教育の推進等

普及啓発・情報発信の推進

保全再生活動への参加の呼びかけ、シンポジウムの開催
等

モデル事業の成果

里地里山保全管理の重要性の確認

- ・ ヤマビル撲滅対策の実施やほ場の周囲の防シカ柵の設置などの実践活動を通じた体験の共有。
多様な主体の参画の必要性の認識
- ・ 地域戦略の策定を通じた、保全管理活動の内容、活動主体の役割分担の明確化と協働の体制づくり。
- ・ 地域住民、NPOを主体とした地域による保全管理活動の重要性。
里地里山の管理や利用の実践的手法の発掘
- ・ 鉄道会社と連携したP R活動、大学での研究と連携した保全再生活動 等

今後の課題

モデル事業としての課題

・ モデル事業の成果の全国への効果的な情報発信

モデル事業後の全体的な課題

国土中での里地里山の将来像の提示

長期的に見た国土のあり方として、生物多様性の観点から人手をかけて維持すべき里地里山の考え方を示すことについて検討

里地里山を管理する担い手の確保

民間企業を含めた多様な主体の参画のほか、ボランティアについては、人材の掘り起こし、技術向上のための研修体制の確立等が必要

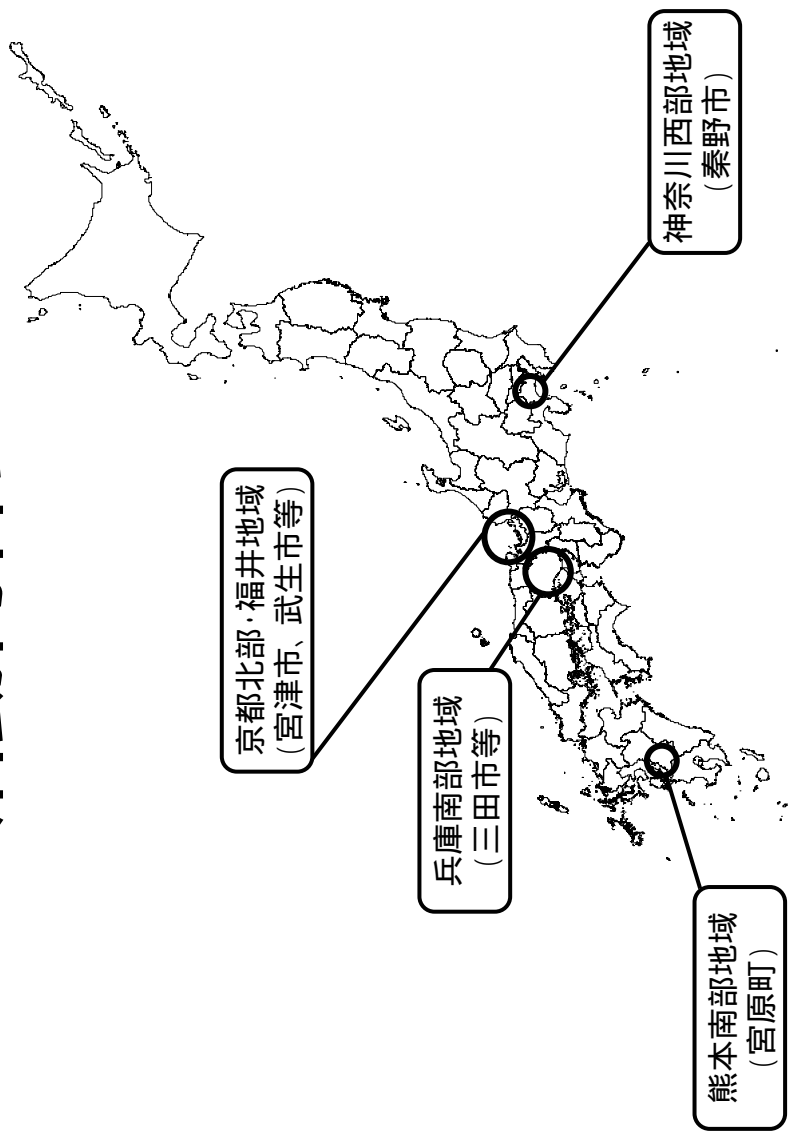
持続的な活動に必要な経済性の確保

農林業の振興に加え、エコツーリズムやバイオマスなど、新たな形での資源活用策の検討

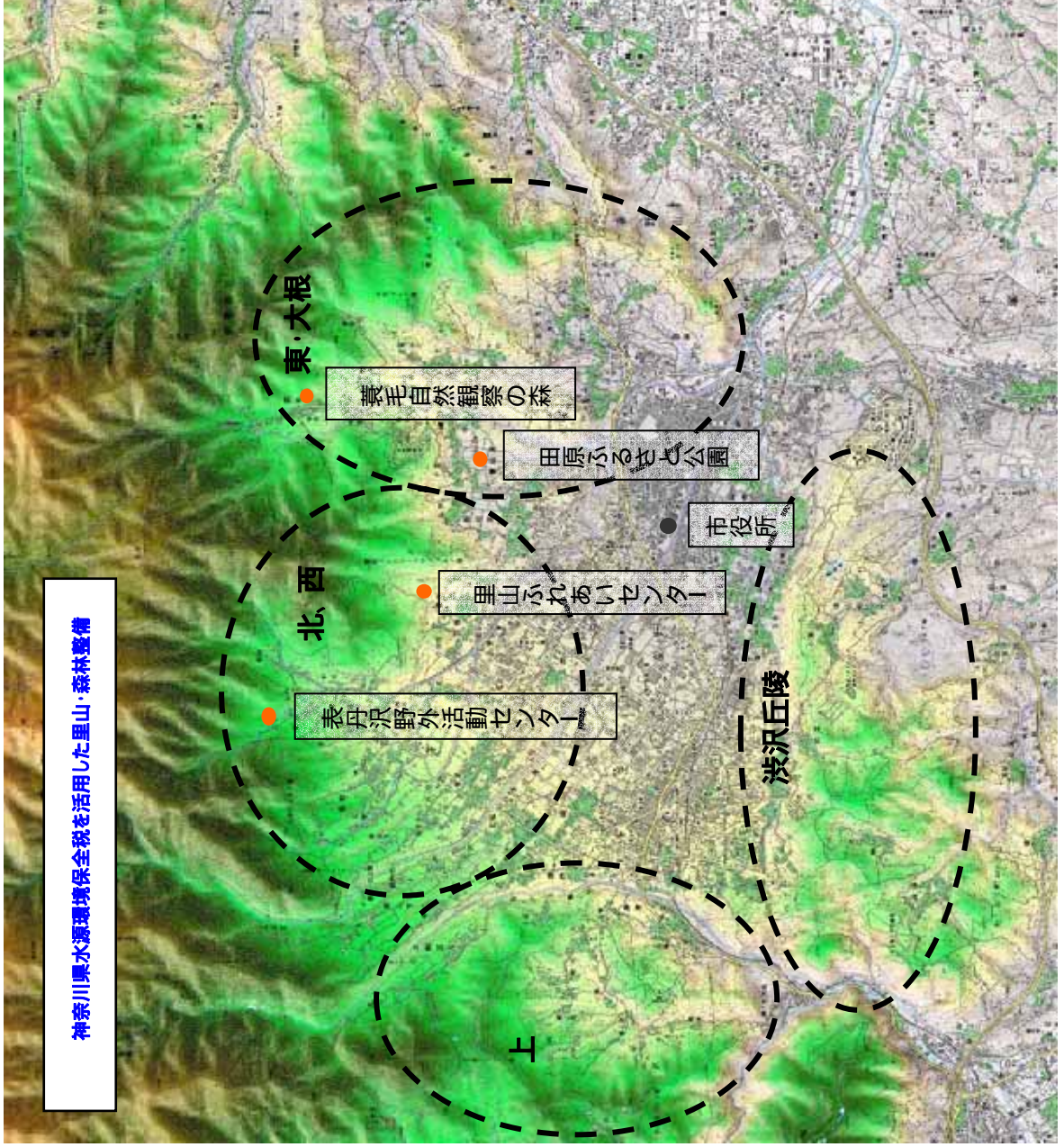
里地里山の生物多様性の状況等に関するデータ整備

二次林の植生変化、希少種の生息状況、ササ・タケの侵入状況等を迅速に把握する手法について検討

里地里山保全再生モデル事業の 活動内容について



里地里山保全再生モデル事業での活動内容（神奈川県秦野地域）



【市全体】 里地里山の保全再生による地域社会の発展・意識醸成
 度・研修制度・情報発信・水源保全・普及啓発活動・学校教育や生涯学習との連携・

登録制度（ポランティア、フィールドリーダー、活動フィールド）
 研修制度（ポランティア、フィールドリーダー、ステップアップ）
 バイオマスへの検討
 はたの版里山林整備指針の策定
 里山保全管理手法の検討
 地域内外との情報交流
 情報発信
 推進体制の構築
 学校教育・生涯学習との連携
 市民全体への普及啓発活動の実施
 荒廃農地対策の実施
 水源の保全
 谷戸の保全

【上エリア】 水田源地の環境と生態系の保全再生
 - 生き物のつくり・
 水田・湿地環境の再生
 四十八川瀧川周辺の水田活用
 里山・竹林整備と仕組みづくり
 獣害対策としての里山整備
 生き物観察による啓発と交流
 都市住民の里地里山管理体験

【浜沢丘陵エリア】 多様な主体による二次林整備と交流
 二次林の多様な整備モデルづくり
 散策道の延長と周辺整備の検討
 小学校の里地里山環境学習の推進
 多様な主体の参画と協働

【北・西エリア】 里山保全再生拠点
 - 研修拠点、ヤマヒル・獣害対策・
 ヤマヒル・獣害対策としての里山整備
 バイオマスの検討
 表丹沢野外活動センターの活用
 里山ふれあいセンターの活用
 水源の保全
 保全活用研修の実施
 情報発信機能の充実

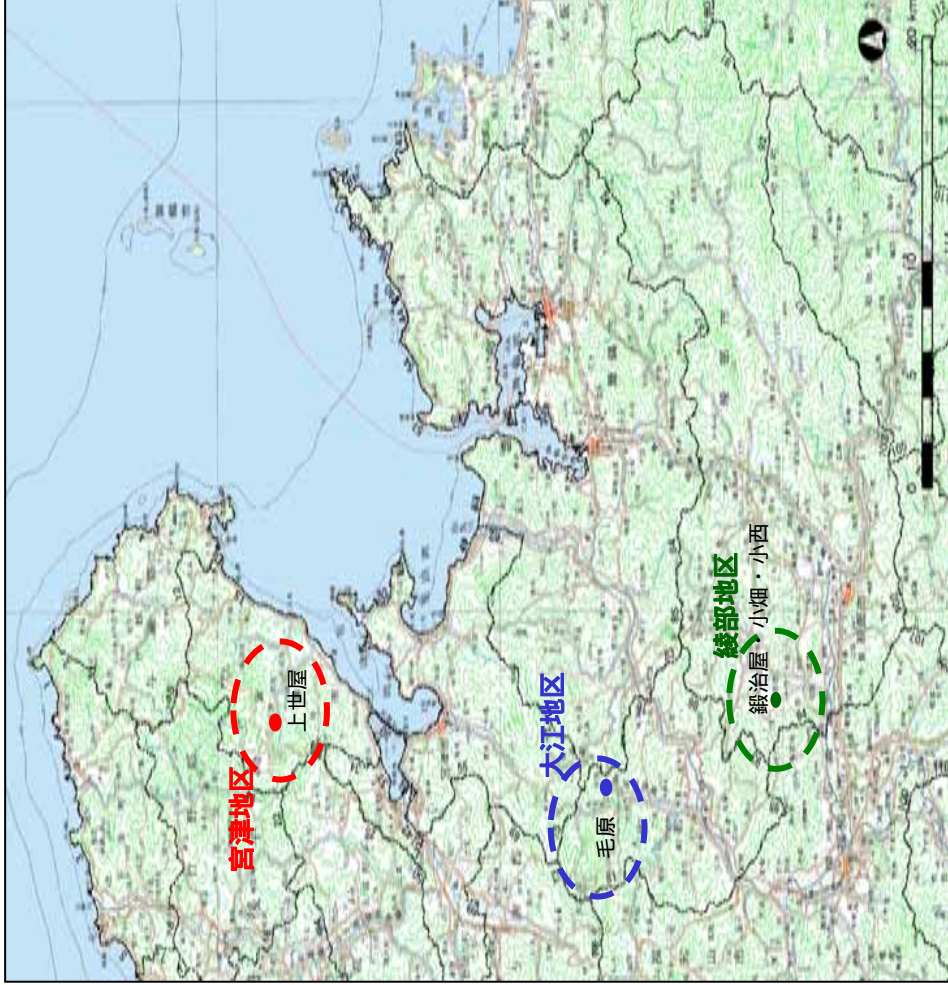
【東・大根エリア】 農家、集落を軸とする保全再生
 里山支援モデル事業による里山づくり
 集落周辺の薪の整備（獣害、荒廃農地対策）
 表毛自然観察の森の活用
 都市住民が関わった荒廃農地の解消
 解消後の農地利用
 観光農園の拡大と活用の検討
 田原ふるもと公園の活用
 歴史文化施設の活用

凡例 里山 水 里地 人 情報
 平成18年度に取り組みを開始した
 平成18年度時点で一部でも取り組みを行っている

里地里山保全再生モデル事業での活動スケジュール（神奈川県秦野地域）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
水源保全		<p>神奈川県水源環境保全税開始</p> <p>水源環境保全税を活用した森林、里山整備(はだの森づくり1世紀構想)</p> <p>40ha新規整備</p> <p>→ 維持保全 40ha新規整備</p> <p>→ 維持保全 40ha新規整備</p> <p>→ 維持保全 40ha新規整備</p>			
里山保全	<p>諸団体による里山整備の継続</p> <p>秦野市による団体助成 農村景観・自然環境保全パイロット事業による活動助成</p> <p>普及啓発・担い手育成</p>	<p>ボランティア養成研修 里山の日</p> <p>里山整備の手引き作成</p>			
表丹沢 野外活動センター	<p>里山資源の活用</p> <p>堆肥場造成</p> <p>→ 落ち葉堆肥づくり・堆肥の利用</p> <p>市内里山からバイオマス資源を野外センターのチップボイラー燃料として活用</p>	<p>オープン</p> <p>表丹沢野外活動センターの活用</p> <p>活動プログラムにおける地元の人材や農産物等の活用</p>			
生き物の里	<p>生き物の里の保全整備</p> <p>指定地の保全活動の推進</p> <p>→ 指定地の拡充(全体で10箇所程度)、保全</p>				
農地等	<p>はだの都市農業支援センター</p> <p>地域営農の活性化(モデル事業、体制づくり)、担い手の育成・確保(市民農業塾、市民グループ支援)</p> <p>遊休農地活用、獣害対策、ブランド化、観光農業の推進</p> <p>荒廃農地の解消と活用、市民農園の拡充</p>				
体制の整備	<p>(仮称)はだの里地里山モデル事業推進協議会</p> <p>はだの里山保全再生活動団体等連絡協議会設立</p> <p>上地区里地里山保全再生モデル事業連絡協議会設立</p>				
全国植樹祭	<p>招致活動</p>				

里地里山保全再生モデル事業での活動内容（京都市北部地域）



地域全体での取り組み

- (1)人材・資源・情報のネットワークづくり
 - 活用やシンポジウム開催による情報発信
 - 活動を希望する人材・団体情報の登録、及び地域の保全管理が必要な農地・森林等の情報登録
 - 有機物の共有化
- (2)里地里山保全再生に関わる人材育成
 - 技術講習等による人材育成
 - 保全再生に関わる専門技術者情報の収集、整理
- (3)エネルギー循環システムの構築
 - 間伐材等を活用したエネルギー資源化の推進

地域文化の継承を通じた里山の循環的利用

- (1)定置き民家の再生
 - 林床管理
 - 笠置き屋根の書き替え（景観再生）
 - 笠置き民家の活用（交流拠点）
 - 古くなくった屋根材を堆肥として利用（資源循環）
- (2)藤織の伝承
- 藤づるの採取（林床管理）
- 藤織保存会による活動（文化継承、交流活動）
- (3)地域文化の再発見
 - 伝統的な狩猟体験や生活用具づくりなど、地域に残る里山ブナ林の文化を再発見し、後世へ伝える活動

自然体験フィールドとしての活用による主体形成

- (1)環境学習や遊びを通じた主体形成
 - レクリエーションの場としての整備（散策道、広場、遊具等）
 - 環境学習プログラムの実施
 - 里山の素材で楽しむ活動（クラブ、シイタケ栽培等）
- (2)水源の里山や水辺の再生
 - 柳田水源の里山の維持管理
 - 河川や水辺での自然体験、再生活動
- (3)多様な主体による維持管理のための仕組みづくり
 - 放置里山の現状把握、基礎調査
 - NPO等による管理に向けた仕組みづくり（森林所有者との連携体制）
 - 里山ボランティア等の募集

竹林の拡大防止

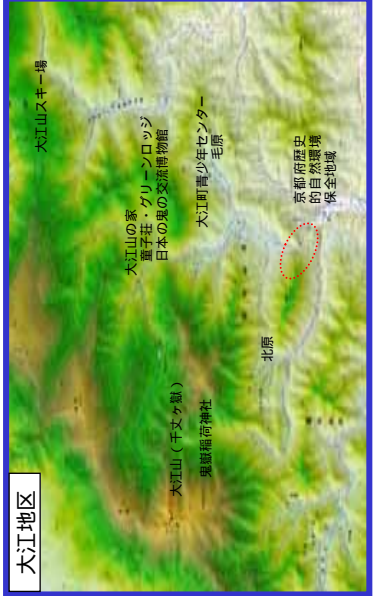
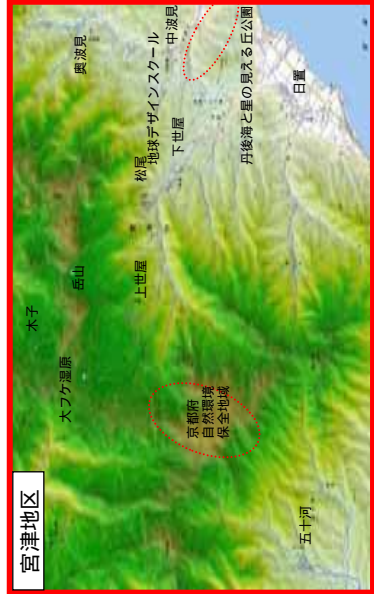
- 都市住民による竹伐採
- 伐採竹のチップ化、堆肥化
- マルチング材や堆肥としての農地、市民農園等での活用

里地里山保全再生

- (1)地域住民、NPO等の合意形成を進める場づくり
 - 地域住民、NPO等との連携体制
 - 遊休農地の現状、農地所有者の意向等の把握調査
 - 遊休農地活用計画等の作成
- (2)里地里山保全を通じた「畑田米」の付加価値づけ
 - 消費者や都市住民に農業体験の場を提供
 - 放置となる里山を守る活動、自然を楽しむ場の提供
 - 水源地となる里山を守る活動、自然体験フィールドとしての活用
 - 関係機関と連携し、里山・畑田保全活動を効果的にPR
- (3)直接販売等の販売促進、ブランド化
- (4)畑田の多様な機能を維持する活用（農地としての維持が困難な畑田において）
 - 景観保全、生物多様性保全の観点から、遊休畑田を畑田ヒートアップとして維持管理
 - 自然観察会等の実施
- (5)NPO等との連携による遊休農地の活用
 - 空き家、遊休農地に関する情報の収集、提供
 - 都市住民を対象とした田舎暮らし体験ツアーやゼミナー等の実施
 - 移住希望者への農業支援、生活支援
- (6)府全体としての取組と、自治体、地域NPOとの連携

野生鳥獣との共生

- (1)林縁の林床管理
 - 竹林拡大防止
 - 下刈り等の林床管理による林内の見通しの確保
 - 人工林の間伐
 - 林床と農地の緩衝地帯づくり
 - 利牛の放牧による草地管理
- (2)遊休農地の再生
 - 山裾にある遊休農地の活用
 - 草刈等の維持管理
- (3)里山の中の道づくり
 - 林道の維持管理、整備
 - 林道の旧道の復元
 - 峠道等の旧道の復元
- (4)入り難い広大な樹林づくり
 - 下刈り、伐採による萌芽更新促進
 - 広葉樹林化

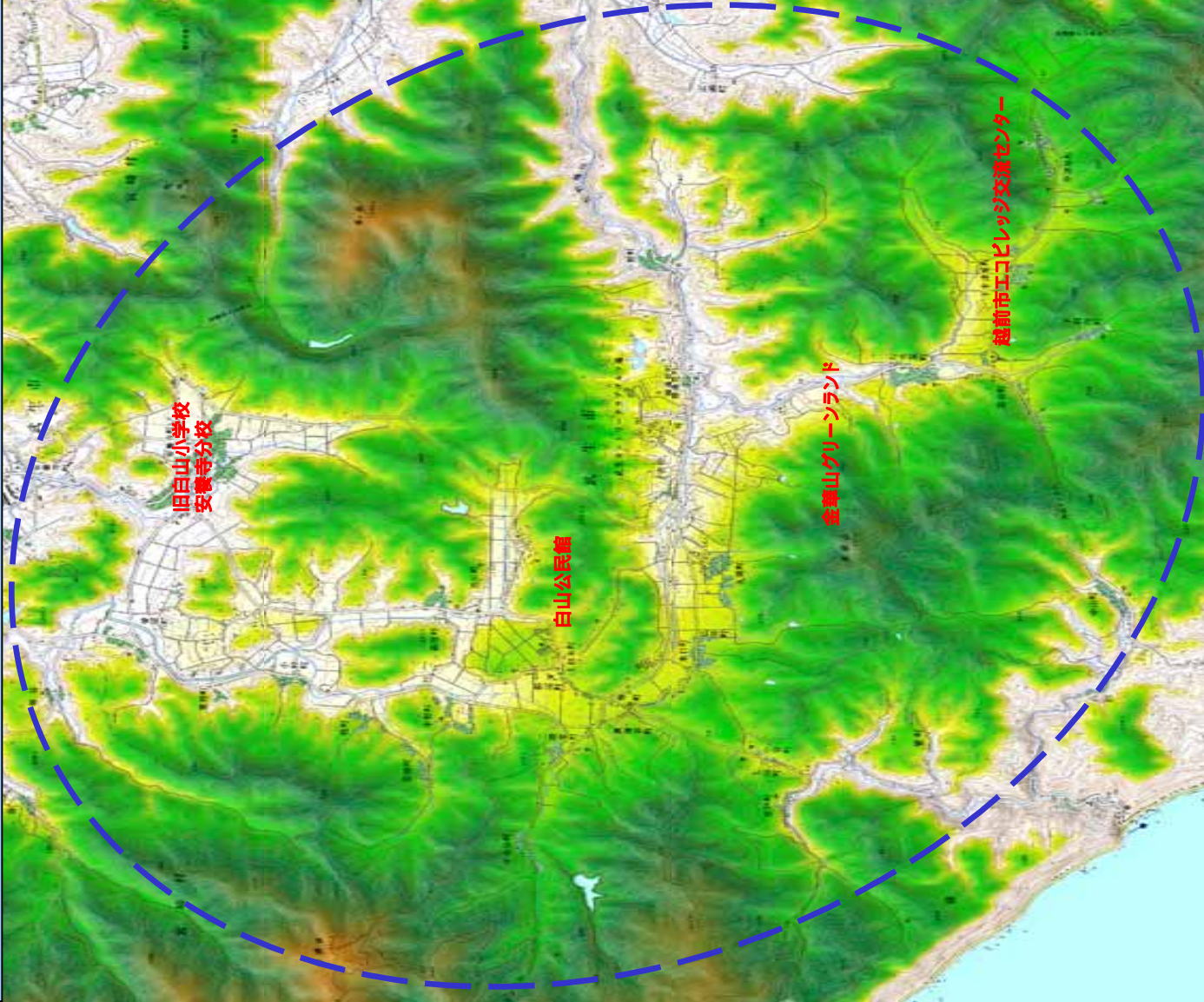


里地里山保全再生モデル事業での活動スケジュール（京都府北部地域）

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度以降	
全体	人材・資源・情報のネットワーク体制づくり		シンポジウム等	人材・資源・情報の交流推進			
	里地里山保全再生に関わる人材育成		支援体制・方策検討	専門家情報の収集、人材育成事業への支援			
	エネルギー循環システムの構築		計画の検討	バイオマスエネルギーの利用推進			
	地域文化の継承を旨とした里山の循環的利用(笹葺き民家再生)	全体修復作業 屋根修復作業		活用検討 活用検討	活用・維持管理 活用・維持管理		
	自然体験フィールドとしての活用による主体形成	自然体験プログラム(継続的に実施)					
	宮津地区		現地調査	遊休農地の活用(5カ年)			
	野生鳥獣との共生(獣害対策に向けた取り組み)		学習会・対策検討	地域環境整備による獣害対策			
	自然体験フィールドとしての活用による主体形成			ボランティアによる里山整備			
	大江地区		棚田オーナー(継続的に実施)				
	自然体験フィールドとしての活用による主体形成(遊歩の森づくり)	調査・計画	遊びの森づくり(継続的に実施)				
綾部地区	竹林の拡大防止	竹伐採・竹炭づくり(継続的に実施)	チップ化試行	竹マルチング材・堆肥利用			
	棚田・里地景観の再生(環境保全型圃場整備)	遊休農地を活用した農業体験(継続的に実施)		圃場整備	営農活性化の取り組み		
	野生鳥獣との共生(人とケモノの境界づくり)		山林整備				
	保全再生事業の効果に関する調査・検討		放牧(5カ年、4月から11月の期間中)				
			自然環境調査 地域住民等の意向調査	事業内容・保全再生手法等の再検討		モニタリングの継続	

里地里山保全再生モデル事業での活動内容

(福井県越前地域)



希少な野生生物が生息する自然環境の保全

- ・希少野生生物等の調査と保全
- ・希少野生生物保全指導員によるモニタリング、生息地監視、維持管理
- ・研究機関との協働による調査研究
- ・アベサシヨウオオ等希少生物の保護・生育生息地保全
- ・水辺の生態系の保全再生
- ・水辺環境の再生と維持管理(湧水地・小ため池・土水路や承水路の整備、放棄田・休耕田の冬期湛水等)
- ・生態系の連続性(水際線やネットワーク)の確保
- ・外来種の駆除活動
- ・里山の保全
- ・広葉樹林の保全整備
- ・水田に隣接する林の整備(鳥獣害対策)

希少な野生生物の保全を付加価値とした高品質な商品づくり

- ・環境保全型農業の推進
- ・環境保全型農業研修会の実施
- ・減農薬・減化学肥料への取組、エコファーマー・特別栽培農産物の認証取得
- ・冬水/春水たんぼ等、より生物に配慮した農法への取組
- ・農産物のブランド化
- ・品目や規準の検討
- ・販売方法やブランドマーク等の検討
- ・生産者、消費者の交流事業、オーナー制等の導入の検討
- ・地場産品の茶畑と活用
- ・山野の食材、郷土料理等の調査
- ・活用方法の検討

環境学習と自然体験活動

- ・小中学校での環境学習・自然体験活動の推進
- ・総合学習の時間、教科学習の一環として実施
- ・希少野生生物保全指導員等、地元の指導者の活用
- ・地域住民への普及啓発
- ・自然や文化資源の再発見、地図作成(里地探検隊)
- ・地域住民を対象とした里地里山学習の実施

地域外の人との交流と連携

- ・エコグリーンリズムの推進
- ・地元組織によるエコグリーンリズムの実施
- ・滞在型里山体験の推進
- ・自然観察マップ、体験ガイドマップの作成
- ・受け入れ、運営組織の育成
- ・地域外の人との協働による自然再生活動
- ・市民ボランティアとの協働
- ・高校、高専、大学等との連携
- ・拠点の活用
- ・旧安養寺分校の活用計画の検討
- ・エコビレッジ交流センターの活用
- ・情報発信
- ・ホームページの開設・運営
- ・展示会や発表会等での活動紹介
- ・各団体の広報等による情報発信

人材の育成

- ・希少野生生物保全指導員の養成
- ・専門家による定期的な研修
- ・希少野生生物のモニタリング、監視、生息地維持管理の実施
- ・体験活動等の指導の実施
- ・自然体験・環境学習指導者の発掘(達人バンク)と養成
- ・生活文化等の伝承者、自然体験指導者等の登録(達人バンク)
- ・体験活動等での体験指導の実施

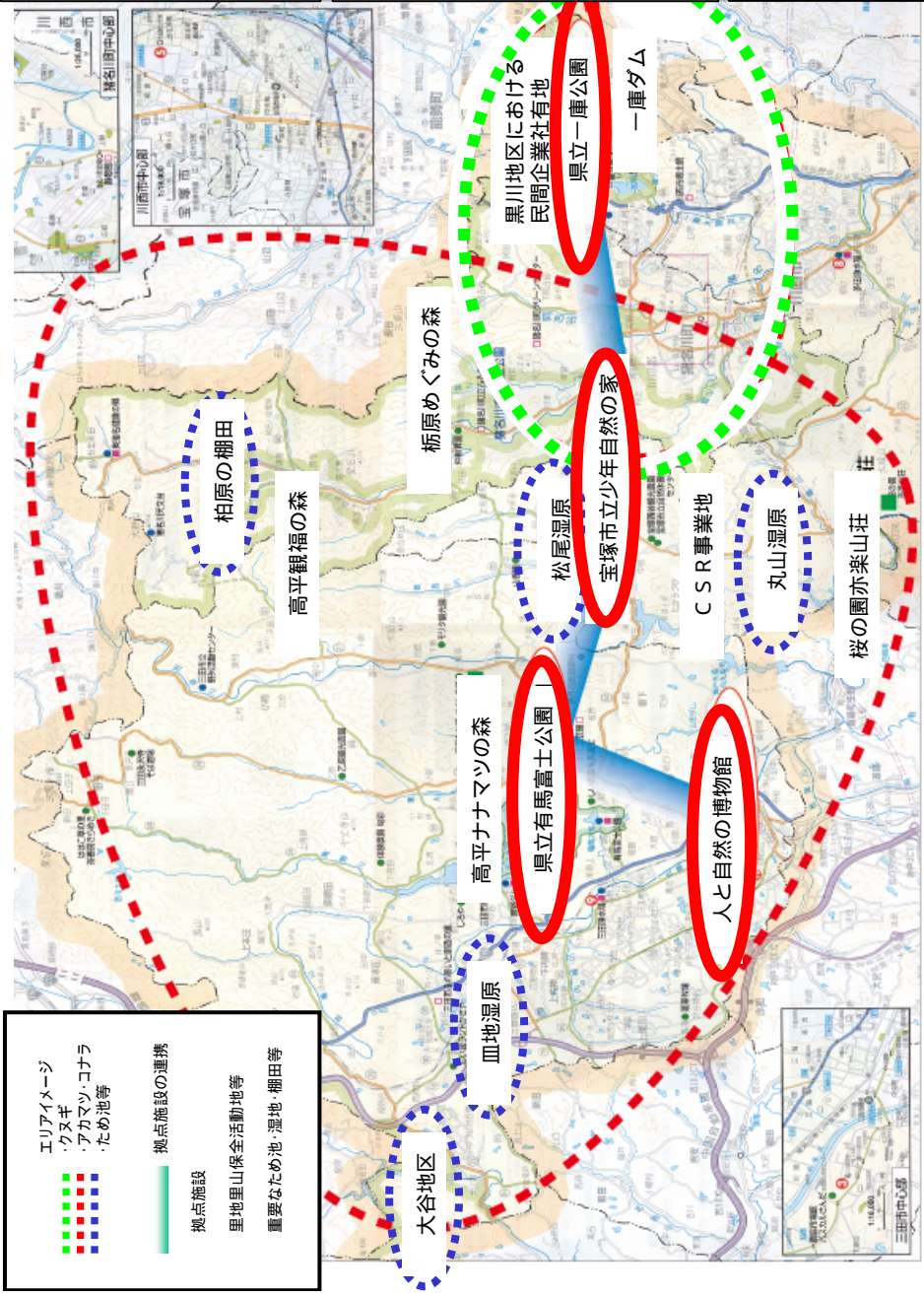
推進体制の構築

- ・推進組織「水辺と生き物のを守る農家と市民の会」

里地里山保全再生モデル事業での活動スケジュール（福井県越前地域）

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度以降
希少野生生物の調査と保全	アベサンショウウオ等希少野生生物等のモニタリング監視・生息地維持管理 福井県農業試験場による調査の実施			継続体制の検討
	コウノトリと共生できる地域づくり 各集落での生物調査・水辺の生態系保全活動 農地水環境保全向上対策資源確保モデル地区コミットメント 台での先行的な生態系保全活動 農村景観自然環境保全パイロット事業野活用	各集落での水辺の生態系保全活動 農地水環境保全向上活動支援事業の活用	各集落での水辺の生態系保全活動 農地水環境保全向上活動支援事業の活用	
水辺の生態系の保全再生	広葉樹林の整備・林の整状整備 里山エリア交付金の活用			
里山の保全	環境保全型農業研修の実施 「環境調和型農業ふくいモデル推進事業」の実施 減農薬・減化学肥料など環境負荷低減の取組(白山園芸部エコファーマー認証取得) 農地水環境保全向上活動支援事業の活用			
環境保全型農業の推進	農産物のブランド化 白山園芸部「しらやま西瓜」登録申請	ブランド認証取得	広報の強化	販売ルートの確保
希少な野生生物の保全を付加価値とした商品や仕事づくり	地域産品の発掘・活用	山野の食材、郷土料理等の調査	交流活動での連携や体験メニュー化	販売その他の活用方法の検討
環境学習と自然体験活動	小・中学校での環境学習・自然体験活動の推進	小・中学校総合学習での里地里山環境学習の実施		
	地域住民への普及啓発	エコビレッジ交流センターや自治振興会による各種講座 催し(継続) 里山探検隊の実施		
地域外の人との交流と協働	エコグリーンツーリズムの推進	しらやまエコキャンプの実施	滞在型里山体験メニューの洗い出し 滞在型里山体験メニューの洗い出し	滞在型里山体験の実施 滞在型里山体験メニューの洗い出し
	地域外の人との協働による自然再生活動	郷の森里菜による市民と協働の里山保全活動		
人材の育成	拠点の活用	エコビレッジ交流センターの活用 旧安養寺分校をしらやまエコキャンプの拠点として活用		
	情報発信	ホームページの開設	情報収集、ホームページ管理体制の検討	継続体制の検討
推進体制の構築	希少野生生物保全指導員の養成	希少野生生物保全指導員養成事業の実施		
	自然体験・環境学習指導者の発掘と活用	エコビレッジ交流センター「里山ディナー」による体験活動の指導(継続)	人材の把握	体験活動での指導実施 名簿化(連入(バンク化))
	推進組織「水辺と生き物を守る農家と市民の会」	水辺と生き物を守る農家と市民の会発足	協議会・運営会議の開催 諸活動における団体間の連携	助成金等を活用した事業展開

里地里山保全再生モデル事業での活動内容(兵庫県南部地域)



クヌギ林の里山の維持再生～日本一の里山の保全と再生～

A 黒川地区
 [生きた生産林としてのモザイクの景観の保全]
 ・ボランティアとともに、企業、行政の3者の協働による生きた生産林・里山の保全

B 一庫公園
 [見本林整備の試行や体験による環境学習と広報]
 ・県立一庫公園におけるボランティアによる見本林の整備や環境学習・広報

C 一庫ダム管理所
 [苗木植栽によるクヌギ林再生と広報]
 ・里山保全活動を行う住民グループとの連携

アカマツ林・コナラ林の里山の維持管理～兵庫(三田)方式管理～

A 4つの里山林再生事業地
 [地元との連携]
 ・4事業地での維持管理の継続と利活用メニューの充実による参画者の拡大

1) 高平観福の森
 2) 高平ナナマツの森
 3) 柿原めぐみの森
 4) 赤染山荘(桜の園)

B CSR事業地
 [里地里山保全の啓発と環境学習]
 ・4整備が進められているCSR事業地での利活用と他事業地との連携

C 有馬富士公園
 [ボランティアの育成と活動メニュー]
 ・里山保全活動を行う住民グループとの連携

ため池・湿地・棚田の維持管理

A 丸山湿原
 [兵庫県最大級の湿原の保全と活用]
 ・西谷地区湿原群保全活用研究会との連携による丸山湿原の保全・活用

B 松尾湿原
 [湿原の再生と施設を活用した環境学習・広報]
 ・湿原の再生と拠点施設を活用した環境教育や広報による啓発活動

C 柏原の棚田
 [里山環境の生物情報の収集]
 ・棚田、畦、ため池などの生物情報の収集

拠点施設・各種活動団体のネットワークの強化

- ・拠点施設のネットワーク化
- ・拠点施設を活用した積極的な交流や環境学習の実施
- ・先行的に活動している「団体」及び「場」が相互に連携し、情報・技術の交流を図る

人と自然の博物館における研究成果の活用

- ・科学的データの蓄積
- ・科学的知見に基づいた里地里山保全の検討と実施
- ・モニタリングと科学的評価に基づく適切な保全管理の実施

全国との連携/他地域との情報交換

- ・情報の全国発信
- ・里山シンポジウムの開催
- ・阪神北里山博物館事業
- ・里地里山通信の作成等

産・官・学・市民が一体となった保全・活用

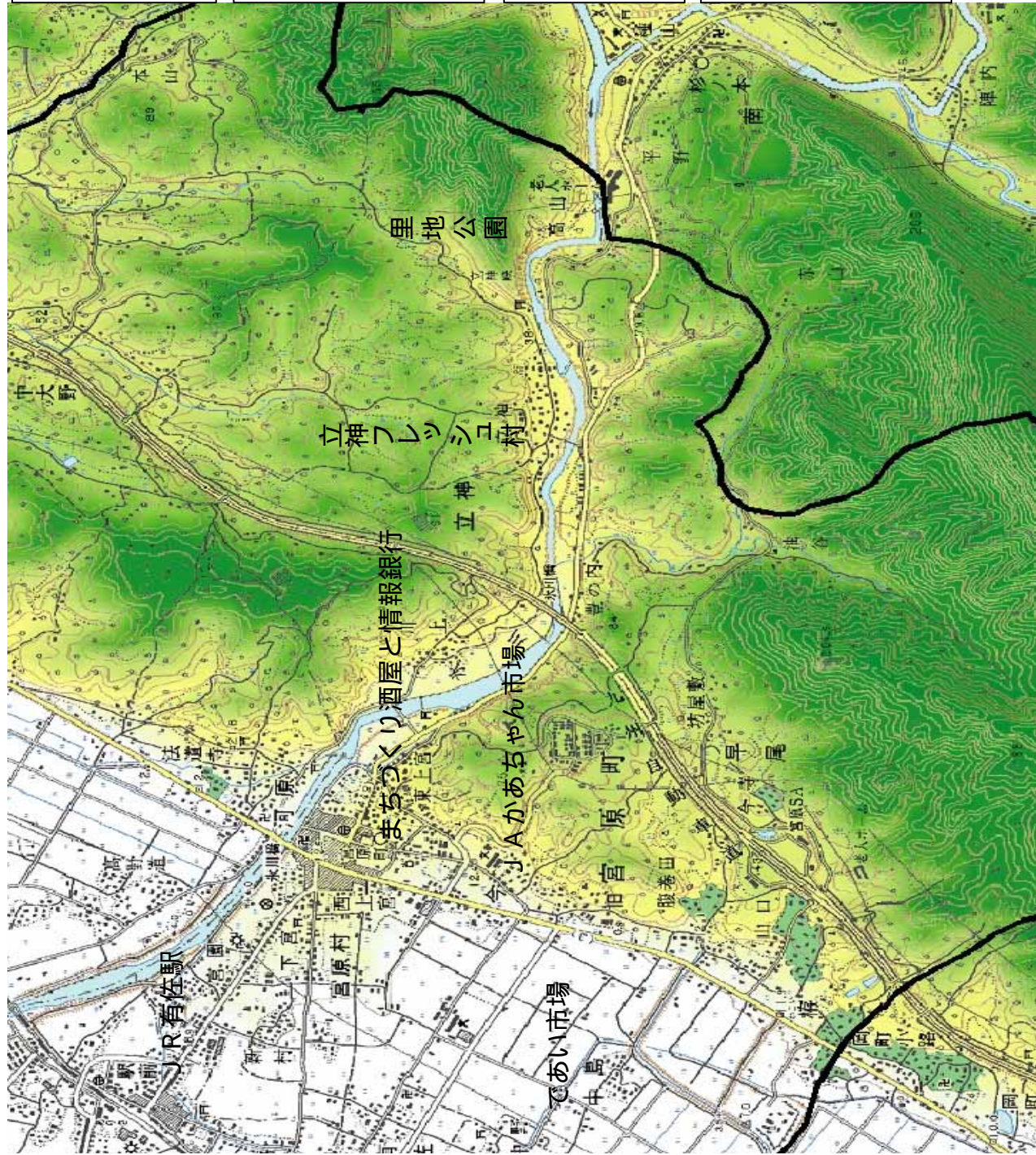
- ・多様な主体の連携による広域的かつ計画的な保全
- ・地域の資源を活用した自主的かつ継続的な取組の実施
- ・地域戦略推進の仕組みづくり

対象地域全体

里地 里山 保全再生モデル事業での活動スケジュール (兵庫県南部地域)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度以降	
アカマツ林・コナラ林の里山の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> 里山ふれあいの森づくり ・ミニ里山公園型(県事業により平成17年度から22年度にかけて、合計50箇所、1,000haを整備予定) 里山ふれあいの森づくり ・住民参加型(県事業により、平成18年度から22年度にかけて、合計100箇所、2,000haを整備予定) 桜の園(赤染山荘)他におけるボランティア活動 ・赤染山荘での桜の育成整備、周辺の里山の環境を整備 高平ナマツの森、高平観音の森における里山保全活動 ・里山林整備事業後の里山林の保育管理を進めていく 有馬富士公園(藤プログラム)事業 ・藤プログラムの募集、セミナー開催、フォーラム開催などを進めていく 阪神野外CSR(カリチャム、スポーツ、レクリエーション)施設整備・運営 ・実施設計……………→ 基盤整備・施設整備……………→ 閉 施設の管理運営(保全活動等)……………→ 				
	<ul style="list-style-type: none"> 民間企業の社有地における里山林保全活動 ・里山林整備事業とその後の維持管理、里山ハイキングなどの普及啓蒙を継続 里山林活用型しいたげ生産体制整備事業 ・協議会設立 ・ホームページ開設 ・シールの作成 				
	<ul style="list-style-type: none"> 川西市黒川地区整備 ・まちづくり協議会を中心とした地元指導の検討 ・PR ・保全活動 				
	<ul style="list-style-type: none"> 一庫公園における里山モデルづくり ・コーディネーション機能強化……………→ ・コーディネーターと住民との連携体制の強化、クスギ林の再生……………→ 				
	<ul style="list-style-type: none"> クスギ伐採、再生及び炭焼体験 ・毎年100㎡、クスギ30本程度の伐採、炭焼、萌芽再生を継続 ・クスギを植えて里山を造る大作戦、台場クスギをつくらす大作戦」の継続 				
	<ul style="list-style-type: none"> 松屋温泉における保全活動 ・里山管理(排水処理)事業 ・遷移防止(復元(温泉内腐葉土除去)) ・環境学習、学習事業、産原生物調査事業 				
	<ul style="list-style-type: none"> 丸山温泉での保全活動 ・中山間地域等直接支払交付金 				
	<ul style="list-style-type: none"> 柏原の棚田における保全活動 ・農地・水・環境保全向上対策……………→ 				
	<ul style="list-style-type: none"> 阪神北地域里山博物館構想 ・地域住民による北摂山地の里山整備……………→ 				
	<ul style="list-style-type: none"> 里山林活用支援事業 ・地域住民による北摂山地の里山整備……………→ 				
<ul style="list-style-type: none"> ため池・湿地・棚田の維持管理 					
<ul style="list-style-type: none"> 全域 					

里地里山保全再生モデル事業での活用内容（熊本県氷川地域）



〔1〕竹林の拡大防止と竹材の利用
 竹林整備と竹ドームづくり
 竹林整備で発生した竹材で竹ドームを作成しイベント等で活用。
 竹林整備とタケノコ掘り
 竹林の適正整備による良質なタケノコを利用したイベントの開催。
 竹子チップの利活用の検討

〔2〕「火の里・火の文化」を活かす自然エネルギーの利用と循環的な里山管理
 火の文化の再生による自然エネルギーとしての薪炭の利用の創造
 里山から得られる薪や炭を自然エネルギーとして利活用。
 火の文化の再生による資源循環的な里山管理
 薪炭を得ることを通じ、間伐、下刈り、落ち葉かきなどの里山管理を実施。

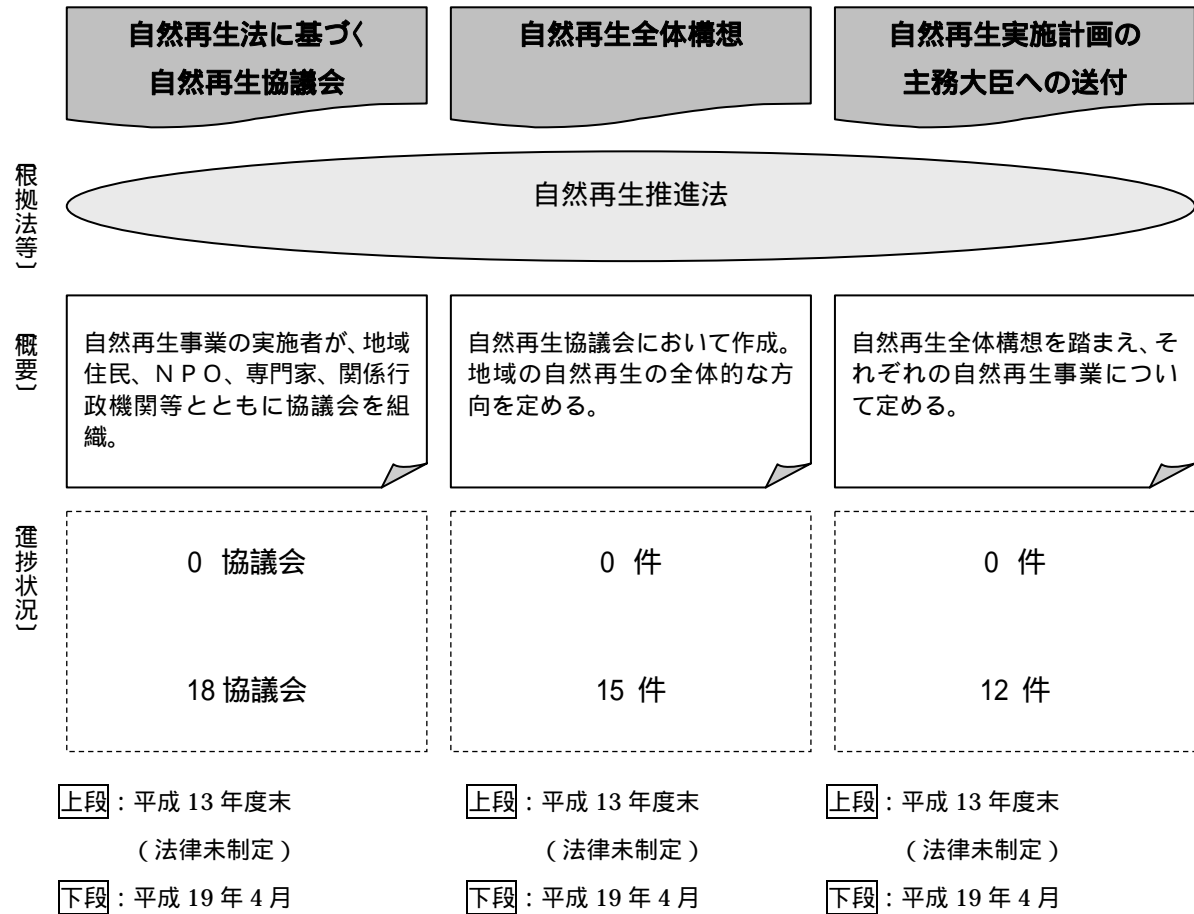
〔3〕地域の資源（個性）の再発見
 多様な主体の参画による地域資源調査
 地域住民と外部の者が共同で地域の資源を再確認し、問題や課題を整理。
 地域資源マップの作成
 調査で確認した地域の資源についての地図などを作成。

〔4〕体験・環境学習・交流活動の推進
 里地里山体感ウォーキングの実施
 民間企業と連携し、地域資源マップを用いたウォーキングを行い、地域の魅力を様々な体験を通して紹介。
 里地公園を中心とした環境教育活動の推進
 立神峡里地公園で、地域の里地里山での昔ながらの暮らしの体験や自然体験を取り入れた、環境学習・体験活動の実施。

里地里山保全再生モデル事業での活動スケジュール（熊本県氷川川地域）

		スケジュール					
取組項目		～H18.9	10～12	1～3	H19	H20	H21以降
[1] 竹林の拡大防止と 竹材の利用	竹林整備		竹林管理と竹材伐採、保管			整備作業の継続と地域の拡大	
	竹林活用	竹林管理とタケノコ掘り等のイベントの開催 竹トーム作成、設置	イベント等での設置と活用		竹トーム活用の拡大		
[2] 「火の里・火の文化」 を活かす 自然エネルギーの利用 と循環的な里山管理	薪炭・チップ等の有効活用 と自然エネルギー化、生活 文化の普及啓発	里山暮らしの学校での薪材活用、 たい肥化等の検討と実践	里地公園での薪ストーブ導入、資材活用、保全活動			自然エネルギー活用の拡大	
	地域資源調査、 地域資源マップづくり	伐採した竹のチップ化と竹チップの有 効活用試行	竹チップ活用検討、試行		活用の拡大の検討		
[3] 地域の資源（個性）の 再発見	里地公園を軸とした 環境学習		手法の検証と候補地選定 フィールドワークと設置		地域資源調査の順次拡大と継続的実施		
	里地里山体感ウォーキング		民間企業と連携したウォーキングイベントの実施			継続実施の検討	
[4] 体験・環境学習・ 交流活動の推進			活動の継続と普及啓発活動				

自然再生



- ・ H 1 4 自然再生推進法制定 ... 過去に損なわれた自然環境の保全、再生、創出、維持管理を図る法的枠組み
- ・ H 1 5 自然再生基本方針を閣議決定 ... 政府が定める、自然再生を総合的に推進するための基本方針

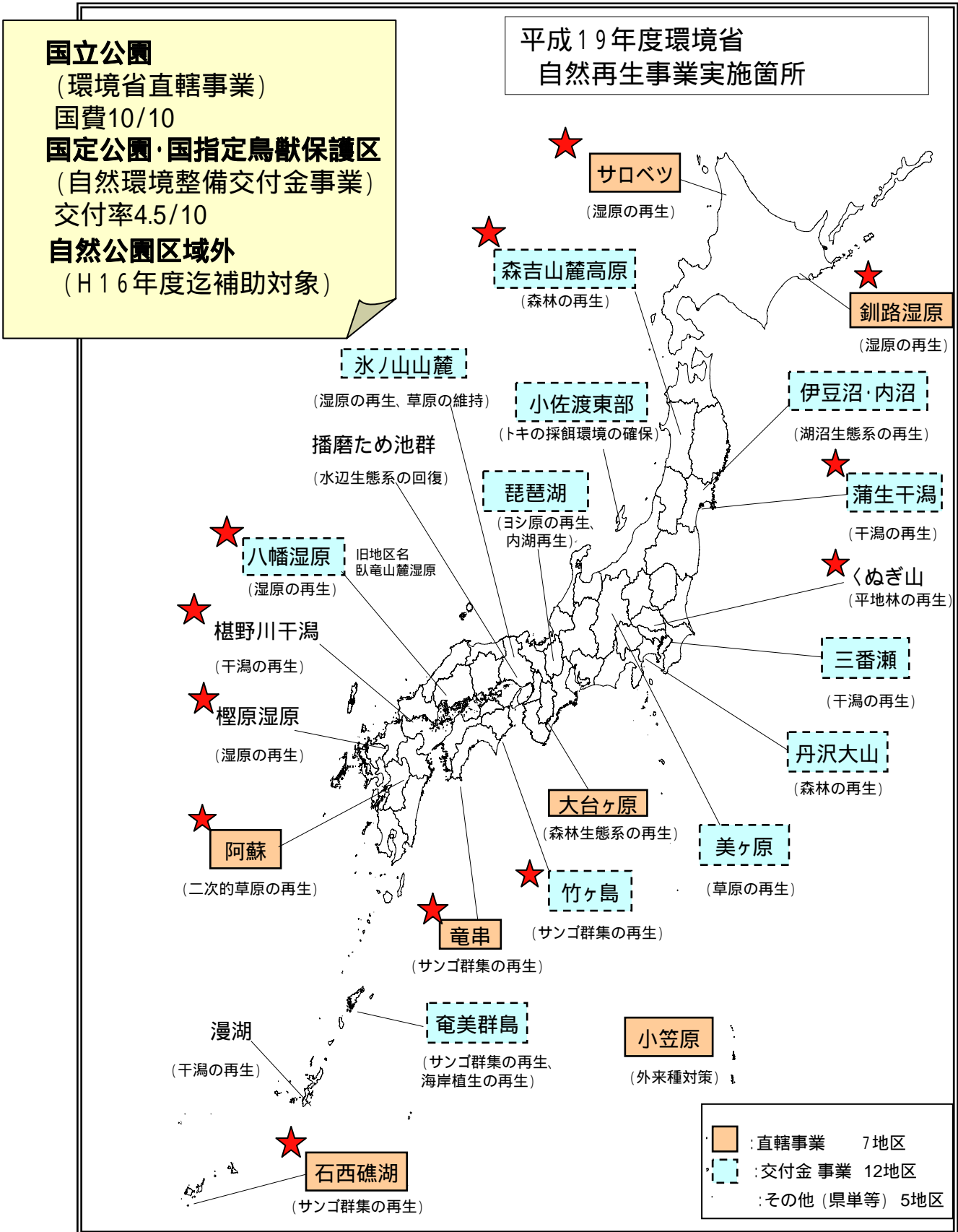
自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設置状況(全国)

現在、全国各地で18の自然再生協議会が設置され、それぞれの地域において、全体構想及び実施計画の作成が進められています。

平成19年3月現在

	協議会名	位置	事務局	設置日	概要	構成員数	全体構想策定日	実施計画送付日
河川	1 荒川太郎右衛門地区自然再生協議会	埼玉県	国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所	H15.7.5	乾燥化が進む旧流路において湿地環境の保全・再生を検討。	67名	H16.3.31 H18.5.28変更	-
湿原	2 釧路湿原自然再生協議会	北海道	釧路自然環境事務所、釧路開発建設部 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター、釧路支庁・釧路土木現業所	H15.11.15	流域からの土砂流入等により乾燥化が進む釧路湿原の再生を検討。	123名	H17.3.31	H18.2.28(達古武) H18.1.31(南郷奈) H18.1.31(雪裡・幌呂) H18.8.1(茅沼地区) H18.8.1(久著呂川)
河川	3 巴川流域麻機遊水地自然再生協議会	静岡県	静岡県静岡土木事務所、静岡市静岡建設事務所	H16.1.29	洪水防止対策として造成された麻機遊水地において元の麻機沿における植物の回復等自然環境の保全・再生を検討。	57名	H19.3.1	-
森林	4 多摩川源流自然再生協議会	山梨県	小菅村、多摩川源流研究所	H16.3.5	山梨県小菅村全域において森林や河川景観等の再生を検討。	39名	-	-
里山	5 神於山保全活用推進協議会	大阪府	岸和田市環境保全課	H16.5.25	竹林の侵入が進む神於山においてクスギ・コナラを中心とする落葉樹林帯やカシ・シイを中心とする常緑樹林帯の再生を検討。	39名	H16.10.21	H17.6.1
湿原	6 榎原湿原地区自然再生協議会	佐賀県	佐賀県環境課	H16.7.4	特定植物の繁茂や植物遺体の堆積といった自然遷移の進行により悪化している湿地環境を良好な状態へと再生することを検討。	42名	H17.1.26	H17.3.31
干潟	7 榎野川河口域・干潟自然再生協議会	山口県	山口県環境政策課・水産振興課・港湾課・河川課、山口市林務水産課・環境保全課	H16.8.1	榎野川河口干潟等の自然環境を再生し維持していくことを検討。	57名	H17.3.31	-
河川	8 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会	茨城県	国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所	H16.10.31	霞ヶ浦湾奥部の湖岸環境の再生を検討。	66名	H17.11.27	H18.11.27(A区間)
里山	9 くぬぎ山地区自然再生協議会	埼玉県	埼玉県、川越市、所沢市、狭山市、三芳町、市民団体等	H16.11.6	川越市、所沢市、狭山市、三芳町にまたがる武蔵野の平地林(くぬぎ山地区)における歴史的・文化的・環境的価値の継承を検討。	78名	H17.3.12	-
湿原	10 八幡湿原自然再生協議会	広島県	広島県自然環境保全室・芸北地域事務所	H16.11.7	八幡山麓八幡湿原地域において湿原環境の再生を検討。	36名	H18.3.31	H18.10.30
湿原	11 上サロベツ自然再生協議会	北海道	北海道地方環境事務所、稚内開発建設部・宗谷支庁・稚内土木現業所、豊富町、NPO法人リハッパ・エコ・ネットワーク	H17.1.19	国立公園であるサロベツ湿原と農地が隣接する北海道豊富町において、農業と共存した湿原の再生を検討。	53名	H18.2.2	H18.7.13
河川	12 野川第一・第二調節池地区自然再生協議会	東京都	東京都建設局北多摩南部建設事務所工事第二課	H17.3.28	土地利用の変化により自然環境が大きく損なわれたかつての多様な河川環境の再生を検討。	58名	H18.9	H18.10.16
干潟	13 蒲生干潟自然再生協議会	宮城県	東北地方環境事務所、宮城県自然保護課、仙台市環境管理課 蒲生を守る会、日本野鳥の会宮城県支部	H17.6.19	シギ・チドリ類などの渡り鳥の飛来地であり、また底生動物の宝庫である貴重な干潟環境の保全・再生を検討。	26名	H18.9.16	-
森林	14 森吉山麓高原自然再生協議会	秋田県	秋田県自然保護課 森林環境対策室	H17.7.19	かつて草地として開発された森吉山麓高原を広葉樹林に再生し、周辺の自然環境と共に保全していくことを検討。	21名	H18.3.31	H18.10.20
サンゴ	15 竹ヶ島海中公園自然再生協議会	徳島県	海陽町環境課	H17.9.9	サンゴを中心とした海洋生態系の回復を図ることを検討。	49名	H18.3.31	-
草原	16 阿蘇草原自然再生協議会	熊本県	九州地方環境事務所	H17.12.2	阿蘇の草原の維持、保全及び再生を図ることを検討。	124名	H19.3.7	-
サンゴ	17 石西礁湖自然再生協議会	沖縄県	那覇自然環境事務所、沖縄総合事務局開発建設部	H18.2.27	優れたサンゴ礁を保全することに加え、赤土流出への取り組みを進めるなど陸域からの環境負荷を少なくするとともに、サンゴ礁集修復事業などを通じて、サンゴ礁生態系の再生を検討。	95名	-	-
サンゴ	18 龍串自然再生協議会	高知県	中国四国地方環境事務所、高知県、土佐清水市	H18.9.9	龍串湾のサンゴ群集等の沿岸生態系を再生するため、海底に堆積した泥土の除去のほか、森林や河川からの土砂流出や生活排水など流域からの環境負荷への対策を検討。	71名	-	-

環境省関係自然再生事業(実施箇所)の全国位置図



国指定鳥獣保護区については、平成19年度から環境省直轄事業による実施が可能となっている。★: 協議会設置箇所

沿岸・海洋域の保全

根拠法等

概要

国立公園・国定公園

自然公園法

海中公園地区

自然公園の海面の区域のうち海中景観の保護と利用を図る地区

海底地形に特色があり海中動植物が豊富である、海水が清澄である、水深がおおむね20m以浅、周辺陸域の保護十分図られるなど

普通地域

自然景観が特別地域等と一体をなす地域あるいは公園の利用上の必要性から公園区域とされている地域

自然環境保全地域

自然環境保全法

海中特別地区

熱帯魚、さんご、海そうその他これらに類する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海域
生態系等を保全するために必要不可欠な核となるもの

国指定鳥獣保護区

鳥獣法

鳥獣保護区

鳥獣の保護を図るため特に必要があると認められる区域

特別保護地区

鳥獣保護区の中でも、特に保護の必要があると認められる区域

指定状況

国立公園

海中公園地区

11 公園 33 地区
1,466 ha

普通地域(海域) *1

15 公園 12,665 百 ha*

(国立公園全体に占める
海域の割合 37.9%)

海中特別地区

1 地域 128ha

(自然環境保全地域全体の0.6%)

平成 19 年 3 月現在

鳥獣保護区(海域)*2

52,917 ha (18 地区)

(国指定鳥獣保護区全体の9.9%)

うち特別保護地区(海域)*2

30,555 ha (14 地区)

(国指定鳥獣保護区全体の5.7%)

平成 19 年 3 月現在

*2) 海域のみを対象とした保護区ではない。面積には、干潟、汽水湖等の面積も含まれる。

国定公園

海中公園地区

14 公園 31 地区
1,385 ha

普通地域(海域) *1

25 公園 4,417 百 ha*

(国定公園全体に占める
海域の割合 55.9%)

平成 19 年 3 月現在

*1) 国立・国定公園普通地域(海域)の面積は、知床国立公園以外は、自然環境情報 GIS(環境庁)を用いて試算した参考値である。各公園における面積を100haの位で四捨五入して合計。

知床世界自然遺産地域海域管理計画について

1. 経緯

- ・ 知床は、海洋生態系と陸上生態系の相互関係の顕著な見本である等の評価を受け、平成17年7月に世界遺産リストに記載
- ・ 記載の際、遺産地域の海域部分の境界線を距岸1kmから3kmに拡張すること及び海域管理計画の早期策定等が求められた。

平成16年	1月	推薦書提出
平成16年	7月	国際自然保護連合（IUCN）による現地調査
平成16年	8月	IUCNより海域部分の保護強化を求められる
平成17年	3月	海域部分の保護強化の対応決定 海域管理計画を3年以内に策定 推薦区域を、現行の距岸1kmから、水深200mの陸棚を含む距岸3kmに拡張
平成17年	7月	世界遺産委員会で「知床」が世界遺産リストに記載
平成17年	12月	海域を距岸3kmに拡張

2. 目指す方向性

(1) 作成状況

現在、専門家で構成される知床世界自然遺産地域科学委員会に設置した海域WGにおいて科学的な検討を行うとともに、北海道をはじめ漁業協同組合等地域関係者と連携し、平成19年度中を目途としてとりまとめる予定。

(2) 方向性

海域管理計画は、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みと海洋生物や海洋生態系の保護管理の両立を目標に、現行の漁業関係規則や漁業者・漁業団体が実施している自主管理措置（注）といった漁業関連のルールを基調とし、指標種を定めて順応的管理を行うことを明記。策定主体は環境省と北海道。

（注）自主管理措置の例 - 羅臼漁業協同組合によるスケトウダラの自主管理

- ・ 禁漁期及び禁漁区の設定
- ・ 網目の制限
- ・ 共同経営体方式
- ・ 自主減船

沿岸域における自然再生の例

1. 石西礁湖自然再生の概要

自然再生の目標

(長期的目標)

1972年の国立公園指定当時の豊かなサンゴ礁生態系を取り戻す

(短期的目標)

環境負荷をなくし、現状より悪化させない

自然再生の5つの方法

- ・ 保全管理の強化(オニヒトデ対策、水質改善(赤土対策等)等)
- ・ 持続可能な利用(持続可能な漁業利用等)
- ・ サンゴ群集の修復(着床具を用いた移植等)
- ・ 普及啓発(環境教育・環境学習等)
- ・ 調査研究(モニタリング調査等)



一斉産卵時の着床具の設置(H16)

移植した種苗

2. 榎野川河口域・干潟自然再生の概要

自然再生の目標

人が適度な働きかけを継続することで、自然からのあらゆる恵みを持続的に享受できる場、『里海』を再生する。

豊かな流域づくりという視点

- ・ 榎野川河口干潟等の生物多様性の確保
- ・ 源流の森づくり、豊かな川づくり
- ・ 地域通貨の導入

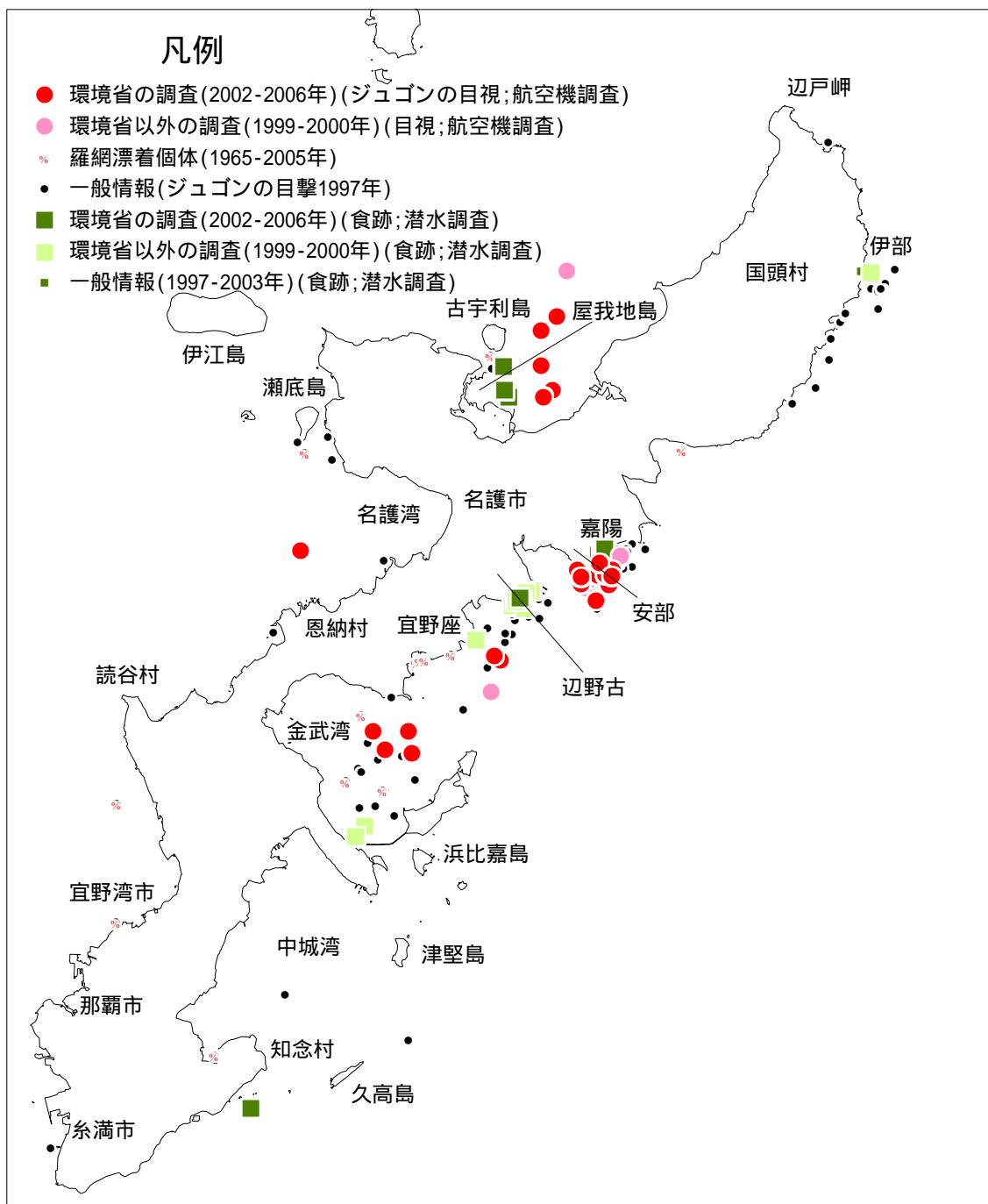
河口干潟における自然再生の手法

- ・ 堆積したカキ殻の粉碎、硬質化した土砂の交換などによる底質環境の改善
- ・ 干潟に対する働きかけが持続される体制作り



カキの著しい増殖

ジュゴン及びジュゴンの食跡確認位置



平成 17 年度ジュゴンと藻場の広域的調査報告書より抜粋

- ・ わが国のジュゴンはかつては奄美諸島から八重山列島までの南西諸島海域に広く分布していたが1960年代以降は正式な記録が無く(内田, 1998)現在は沖縄本島周辺のみが生息すると考えられる。
- ・ ジュゴンは沖縄本島周辺の東海岸の中北部と西海岸の北部を主として利用していると考えられる。

沿岸、海洋生物のモニタリングの現状

環境省による自然環境保全基礎調査

干潟

(浅海域生態系調査)

対象：重要湿地500に含まれた全国145箇所の干潟

目的：全国規模で底生動物相を把握

期間：平成14～16年度。結果とりまとめ中

(モニタリングサイト1000)

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、日本を代表する干潟タイプの標準的なデータを取得するコアサイト(想定数20～30サイト)と全国的な干潟の概況をモニタリングするサイト(想定数150サイト)を設定

内容：干潟の概況のほか底生生物、シギ・チドリ類といった干潟生態系を構成する生物について質的量的変化を把握予定

予定：平成19年度までにサイト設定見込み。平成18～19年度に調査手法、実施体制等を検討

藻場

(浅海域生態系調査)

対象：重要湿地500に含まれた全国129箇所の藻場

目的：全国規模で海藻・海草藻場の生物相を把握

期間：平成14～18年度。平成19年度に結果とりまとめ予定

(モニタリングサイト1000)

対象：浅海域生態系調査の結果を踏まえ、海域区分及び藻場タイプ等による全国的な配置、継続的な調査実施体制を主な基準として50サイト程度選定

内容：生物相、生物量等藻場の質的量的な変化を把握予定

予定：平成19年度までにサイト設定見込み。平成19年度に調査手法、実施体制等を検討

サンゴ礁

(モニタリングサイト1000)

対象：サンゴ礁の分布する日本の沿岸域を地理や海流等の条件により区域分けし、その区域ごとにサイトを設定

内容：生物量、生物相等サンゴ礁の質的量的変化を把握

予定：現在23サイトにおいて調査実施。さらに調査体制等を検討中の1サイトを追加予定

砂浜

(モニタリングサイト1000)

対象：全国的な配置や継続的な調査実施体制等を基準として、現在のところウミガメ調査を実施するサイトを選定

内容：改変の行われていない砂浜海岸の指標種としてのウミガメの産卵上陸状況及び植生等周辺環境の状況の変化を把握予定

予定：現在41サイトにおいてウミガメ調査を開始

環境教育・普及広報等

概要

体験型自然環境教育

第4回点検時にとりまとめた、
体験型自然環境教育の取組。

- ・活動の場の整備、提供
- ・一般参加型の生物調査
- ・観察会、イベント
- ・自然体験活動への参加の推進 など

多様な主体の
参画体制づくり第4回点検時にとりまとめた、
多様な主体の参画体制づくり
の取組。

- ・研修、ワークショップ、
フォーラム
- ・パートナーシップを構築
するための情報提供
- ・モデル事業等を通じた
体制づくり など

生物多様性の普及広報
(認知度の把握)調査時期
平成16年調査手法
個別面接聴取母集団
全国20歳以上の者
2,000名有効回答数
1,483名

進捗状況

環境省の取り組み

8 事業

12 事業

上段：平成13年度末下段：平成18年度末環境省の取り組み

7 事業

11 事業

上段：平成13年度末下段：平成18年度末自然への関心

非常に関心がある	24.5 %
どちらかといえば関心がある	52.3 %
あまり関心がない	18.6 %
全く関心がない	2.4 %

生物多様性について

知っている	9.8 %
聞いたことがある	20.4 %
知らない	69.9 %

生物多様性国家戦略

知っている	1.4 %
聞いたことがある	5.1 %
知らない	93.5 %

- ・ H15 環境教育推進法制定
... 学校教育における体験学習の充実
教員の資質向上の措置
職場における環境保全知識・技能の向上 等

体験型自然環境教育の取組について

活動の場の整備、提供

自然公園等のビジターセンターや、自然にふれあう場ともなる海浜等の整備、国有林の自然体験への活用などにより、活動の場を整備、提供。

一般参加型の生物調査

行政や地域住民による参加型の生物調査を通じて、自然とのふれあい、自然環境への理解を推進。

観察会、イベントの実施

国立公園等において自然保護パトロールや動植物の調査・保護活動、自然解説活動などの自然保護官の仕事を小中学生に体験してもらうプログラムを提供。

自然体験活動への参加の推進

全国で実施されている自然ふれあい行事の情報、自然体験の拠点となる施設の紹介、自然体験プログラム集など、自然体験に関するさまざまな情報を提供。

また、全国の活動事例を募集、表彰することにより、取組の活性化を推進

表 体験型自然環境教育の取組

担当省局課名	事業その他の取組	開始年度	概要	取組・実績状況
環境省 総合環境政策局 環境教育推進室	こどもエコクラブ事業	H7 年度	地方自治体との連携のもと、子どもたちが、地域の中で楽しみながら自主的に、自然観察や自然体験活動などの環境保全活動・環境学習を行うことを支援する。	平成 17 年度末で、全国 4,014 クラブ、110,236 人の登録
環境省 水・大気環境局 水環境課 国土交通省 河川局 河川環境課	全国水生生物調査	S59 年度	河川に生息するサワガニ、カワゲラ等の水生生物の生息状況は、水質汚濁の影響を反映することから、それらの水生生物を指標として水質を判定することができる。この調査は、一般の人にもわかりやすく、高価な機材等を要しないことから誰でも簡単に参加できるという利点がある。また、調査を通じて身近な自然に接することにより、環境問題への関心を高める良い機会となる。	平成 16 年度の全国の参加者は 90,782 人(前年度 85,907 人)
環境省 水・大気環境局 水環境課	こどもホタルレンジャー	H16 年度	ホタルを守り、水環境の保全へ取組むこどもたちの活動を、「こどもホタルレンジャー」と名付け、平成 16 年度から「こどもホタルレンジャー」の活動事例を募集し、表彰してきている。ホタルを通じて生態系について考え、川や湖のいきものに触れ、自らの手で環境を守ることの喜びを感じ取ってもらう。	平成 16 年度 71 団体 平成 17 年度 40 団体が応募
環境省 自然環境局 野生生物課 鳥獣保護業務室	水鳥・湿地センター 整備事業	H17 年度	国指定宮島沼鳥獣保護区では、平成 17 年度から2カ年をかけて、環境学習等のための拠点施設として水鳥・湿地センターの整備を実施。 また、すでに整備された全国7箇所の水鳥・湿地センターにおいて、地域住民を対象に環境教育を実施。この他、全国の国指定鳥獣保護区に観察舎等の施設を整備し、環境教育の基盤整備を図っている。	平成 16 年度までに全国で7箇所の水鳥湿地センターを整備
環境省 自然環境局 自然環境整備担当参事官室	自然公園等事業	H16 年度に公共事業化	国立・国定公園等の自然公園における優れた自然や里山等身近な自然の中で、国民が自然に学び、自然を体験する、自然との豊かなふれあいの場づくりを推進する。	全国 28 の国立公園において国立公園の核心となる特に優れた自然景観を有する地域における自然の保全や復元のための整備、歩道・園地・公衆トイレ等の利用の基幹となる施設の整備等を実施。

				地方の創意工夫を活かした自然と共生する地域づくりを推進するための自然環境整備交付金を平成 17 年度に創設。平成 17 年度には 34 都道府県の実施する国定公園等の整備に対して交付。平成 18 年度においては、38 都道府県に対して交付予定。
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	子ども パークレンジャー	H11 年度	全国各地の国立公園等において、環境省自然保護官(レンジャー)の仕事である国立公園などの自然保護パトロールや美化清掃、動植物の調査・保護活動、自然解説活動などを小中学生に体験してもらうことを通じて、自然保護の大切さや自然とのつきあい方、生き物に対する思いやりの心など、豊かな人間性を育ててもら(文部科学省と連携)。	全国各地の国立公園等において、 平成 15 年度 1,064 人 平成 16 年度 834 人 平成 17 年度 840 人が参加
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	田貫湖ふれあい自然 塾	H12 年度	『自然とのふれあい』に重点をおき、専門のスタッフによる自然体験プログラムと、充実した体験のための体験ハウス(ビジターセンター)等ハード・ソフト一体型の施設において、自然体験を通じて、自然を楽しみ、学び、環境保全への関心を高め、それを日常の行動に結びつけることができるよう、さまざまな自然体験プログラムを展開。	平成 15 年度 約 135 千人 平成 16 年度 約 128 千人 平成 17 年度 約 117 千人が利用
環境省 自然環境局 自然ふれあい 推進室	自然大好きクラブ	H9 年度	自然公園等の利用者が、環境保全上適切で多彩な自然とのふれあい活動や自然体験活動が行えるよう、自然ふれあい施設や体験活動のイベント情報をインターネットを通じて提供する。	全国の自然ふれあい施設(約 370)等から収集した様々な自然とのふれあい情報をインターネットやメールマガジン等で発信。
環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然再生事業	H13 年度	自然再生推進法では、「自然再生事業の実施にあたっては、自然環境の保全に関する学習の重要性にかんがみ、自然環境学習の場として活用が図られるよう配慮されなければならない」とされている。また、自然再生事業では維持管理など持続的な取組が不可欠であり、将来的にその担い手を確保する意味でも環境教育は重要である。このため、各再生事業地区ではその対象地域をフィールドとした様々な自然環境学習プログラムの整備に努めている。	釧路湿原自然再生協議会による自然再生普及行動計画、サロベツ地区、竜串地区における地域の学校を対象とした環境教育プログラム、阿蘇地区における草原環境を学ぶための教材の作成及び人材の育成など、地域に応じた環境教育の取組が推進されている。
環境省 自然環境局 生物多様性センター	生物多様性普及啓 発イベント(生物多様 性まつり等)	H11 年度	生物多様性センターにおいて、生物多様性の重要性や現状等についてわかりやすく、楽しく学ぶための自然観察会、講習会等の各種イベントを実施。	平成 15 年度 500 人 平成 16 年度 300 人 平成 17 年度 308 人が参加
環境省 自然環境局 新宿御苑管理事 務所	自然探検隊	S60 年度	アクセスがよい立地を活かし、小さなお子さん連れの親子を対象に行う、身近な自然に触れる活動。都会では自然に触れる機会が少なくなる中、幼いころの貴重な自然原体験の場や、親子で一緒に自然に触れあう機会を提供し、自然への思いやりや興味を引き出し、豊かな人間性を育ててもら。	平成 14 年度 389 人 平成 15 年度 225 人 平成 16 年度 435 人 平成 17 年度 350 人が参加
環境省 自然環境局 新宿御苑管理事 務所	新宿御苑「環境の 杜」構想モデル校指 定	H14 年度	小中学校において行われている総合的な学習の時間において実施する環境学習プログラムをモデル校の協力の下研究・開発する。モデル校は新宿御苑という身近な自然をフィールドを活用した様々な環境教育プログラムを実践する。	平成 14 年度 のべ 93 人 平成 15 年度 のべ 626 人 平成 16 年度 のべ 236 人 平成 17 年度 のべ 776 人

出典：新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）報告書より一部改変して引用

多様な主体の参画体制づくりの取組について

研修、ワークショップ、フォーラム等の実施

地方公共団体担当者や市民団体、企業など多様な主体を対象に、生物多様性に関する知識・技術の研修や、優良事例の表彰、シンポジウム、ワークショップを通じた普及啓発などを実施。

多様な主体がパートナーシップを構築するための情報提供

各主体の活動を促進するとともに、各主体間のネットワーク構築を促進するため、地球環境パートナーシッププラザ及び地方環境パートナーシップオフィスにおいて、情報の集約・提供、情報交換の機会の提供などを実施。

多様な主体の参画による保全体制づくり

平成14年に制定された自然再生推進法では、自然再生は地域の多様な主体が連携するとともに、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならないと規定。

国は各地の自主的な取組に対して、地方の出先機関による窓口体制を整えたり、インターネットを利用した各協議会の情報交換ツールを提供するなどして支援を実施。

また、里地里山保全再生モデル事業やエコツーリズム推進モデル事業、文化的景観の保存・活用事業などにおいても、地区ごとに行政、住民、NPO、専門家等が連携・協力して活動を推進するための体制構築を実施。

表 生物多様性に関する施策取組の体制づくりの充実に向けた取組

担当省局課名	事業その他の取組	開始年度	概要	取組・実績状況
環境省 自然環境局 自然環境計画課	里地里山保全・再生モデル事業	H16年度	平成16年度から、全国4地域における里地里山保全・再生モデル事業として、地区毎に関係省庁、地方公共団体、住民、NPO、専門家等が連携・協力して保全再生のための体制を構築し、保全計画である地域戦略の策定及び戦略に基づく保全活動を実施。多様な主体の参画による保全・再生活動体制づくりのモデル形成に資する。	全国4地域のモデル地域において関係者による懇談会を設置し、保全計画である地域戦略を策定及び戦略に基づく保全活動の実施。
環境省 自然環境局 自然ふれあい推進室	自然解説指導者育成事業	H4年度	自然公園内のビジターセンター等の自然解説施設で自然解説を担当する職員や地方公共団体において自然とのふれあいに関する業務を担当する職員に対して生物多様性保全を含んだ自然解説等の研修を実施。	田貫湖ふれあい自然塾等を会場として、平成15年度は118名、平成16年度は105名、平成17年度は103名が参加。
環境省 自然環境局 自然ふれあい推進室	パークボランティア活動推進事業	S60年度	国立公園及び国民公園の保護管理、利用者指導又はこれらの一環として行われる各種活動について、広く国民の参加を得るなど、公園管理への多様な主体の参加を通じ、これらの活動の一層の充実を図るとともに、自然保護思想の普及啓発を図る	全国で平成15年度には、1,616人、平成16年度は1,731人、平成17年度は1,875人が登録を受け、美化清掃、利用者指導等の活動を行っている。
環境省 自然環境局 自然ふれあい推進室	自然公園指導員制度	S32年	国立公園及び国定公園の風景地を保護し、自然公園の適正利用に資するために、2年間の任期で自然公園指導員を委嘱している。	平成18年4月に、2,971人を自然公園指導員として委嘱して活動を行っている。美化清掃、事故防止、情報提供等の活動を行っている。
環境省 自然環境局 自然ふれあい推進室	エコツーリズムモデル事業	H16年度	自治体の主体的な取組を国が支援するもので、公募で決定した13地区において、平成16年度から平成18年度まで実施。	地域におけるエコツーリズム推進体制の構築、資源調査、プログラム開発、人材育成、ルールづくり等の支援事業を実施。
環境省 自然環境局 自然環境計画課	自然再生活動推進費	H15年度	自然再生推進法では、自然再生は地域の多様な主体が連携するとともに、自主的かつ積極的に取り組んで実施されなければならない、とされている。このため、それらの活動に対し、人材育成などの支援を実施。	NPO等の人材育成のため、地域ごとにワークショップ等を開催し、対象となる自然の特性や地域特性に応じた再生手法の検討、情報の交換を実施。
環境省 総合環境政策局	環境カウンセラー登録制度	H8年度	市民活動や事業活動の中で生物多様性保全を含む環境保全に関する取組について豊富な実績や経験を有し、環境保全に取り組もうとする市民や事業者等に対してきめ細かな助言(環境カウンセリング)を行うことのできる人材を「環境カウンセラー」として登録する制度。	平成18年4月1日現在、3,856名(事業者部門:2,350名、市民部門:1,774名、両部門:268名)が登録。

環境省 総合環境政策局	地球環境パートナーシッププラザ 地方環境パートナーシップオフィス	H8 年度 H16 年度	地球環境パートナーシッププラザでは、NGO/NPO や企業などの各主体が生物多様性保全を含む環境保全に関してそれぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、パートナーシップに基づき相互に協力・連携した自主的積極的取組を行うために、各主体間のネットワーク構築を促進し、情報の集積・交換・提供を実施している。また、地方でのパートナーシップ形成促進拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国各ブロックに設置しているところ。今後九州、四国に設置予定。平成 17 年度までにまでに北海道、東北、中部、近畿、中国の5箇所に設置。	地球環境パートナーシッププラザでは、平成 17 年度に生物多様性保全に関わるセミナーを2回開催し、合計151名が参加。地方環境パートナーシップオフィスにおいても生物多様性保全を含むシンポジウムや意見交換会を実施。
環境省 総合環境政策局	NGO/NPO・企業環境政策提言フォーラム	H13 年度	行政と NGO/NPO 等とのパートナーシップによる政策形成の推進と NGO/NPO の政策提言機能の強化のため、NGO/NPO 等から生物多様性保全を含む環境に関する政策提言を公募し、優れた提言を環境政策立案への反映等を目的とした「環境政策提言フォーラム」を開催している。	NGO/NPO・企業から環境政策提言として、平成 15 年度は 43 件、平成 16 年度は 49 件、平成 17 年度は 40 件の応募があり、このうち 15 年度、16 年度には生物多様性保全に関連した提言が優秀提言に選定され、フィージビリティ調査を実施。
環境省 環境調査研修所	地方公共団体職員を対象にした研修 (野生生物研修、 自然環境研修)	H6 年度	環境調査研修所では、昭和 49 年度より、地方公共団体等において自然環境業務、野生生物保護管理業務を担当している職員を対象に各種の研修を実施してきたが、平成 6 年度より、野生生物研修にて『野生生物行政の課題(種の保存法含む)』と題して、生物多様性保全に関する内容を組み込んだ。翌年度以降も、『希少野生動植物の種の保存(H12～)』、『外来生物対策(H16～)』、『野生生物行政について(カルタヘナ法関係を含む)(H17)』等、自然環境行政の推移を鑑み、適宜内容を変えながら生物多様性保全に関連する講義を継続的に実施している。また自然環境研修では、平成 8 年度より『生物多様性の保全』と題する講義を設け、平成 15 年度まで継続して実施した。平成 15 年度以降は、『これからの自然環境行政(生物多様性の保全)(H16)』、『生物多様性と自然再生について(H17)』と、内容を更に充実させ、生物多様性保全に関する知見の付与を推進している。	野生生物研修については、生物多様性保全に関する講義を導入した平成 6 年度より平成 17 年度まで延べ 629 名が研修を修了している。自然環境研修については、平成 8 年度より平成 17 年度まで、延べ 700 名が研修を修了している。

出典：新・生物多様性国家戦略の実施状況の点検結果（第4回）報告書より一部改変して引用

生物多様性普及広報への取り組み例

1 パンフレット等出版物による広報

(1) 生物多様性キーワード事典

- ・生物多様性や各種法制度、時事問題など、生物多様性に関する 100 のキーワードをそれぞれ 2 ページほどでわかりやすく解説。
- ・大学教授やタレントなどによるコラムや、巻末の生物多様性 50 年史など、キーワード解説以外にも充実した内容となっている。



(2) 生物多様性・普及啓発ハンドブック「生命はつながっている」

- ・中学生・高校生に「生物多様性」を覚えてもらうためのハンドブック。
- ・生物多様性の現状や危機について、平易な言葉と写真や図表などをふんだんに使用し、事例を挙げてわかりやすく解説。
- ・巻末に用語解説を付けてあるほか、詳細情報を調べるための関連情報（ホームページなど）を記載。



配布状況 ... 平成 18 年 3 月～平成 19 年 5 月現在までに、
学校や自治体などへ 10,000 部以上配布。

(3) 新・生物多様性国家戦略パンフレット「いのちは創れない」

- ・新・生物多様性国家戦略の概要を紹介するパンフレット

配布状況 ... 平成 14 年度～平成 19 年 5 月までに、
日本語版、英語版あわせて約 36,600 部配布。



2 最近開催されたシンポジウム等

(1) 国際シンポジウム「生物多様性条約～世界と日本を結ぶ国家戦略を目指して」

(平成 19 年 1 月 27 日 JICA 国際協力総合研修所にて)

IUCN 日本委員会主催(共催:環境省他)。海外から生物多様性条約事務局長、IUCN 本部の首席研究員が招かれた。環境省は「日本の生物多様性国家戦略」と題して講演。

(2) 国際シンポジウム「ビジネスと生物多様性」

(平成 19 年 2 月 25 日 文京区シビックセンターにて)

生物多様性 JAPAN 主催。生物多様性条約事務局や企業による発表など。環境省は「生物多様性国家戦略と企業への期待」と題して講演。

(3) 国際生物多様性の日に係る記念行事

国際生物の多様性の日(5月22日)にあわせて、平成 19 年 5 月 21 日及び 22 日に国連大学、愛知県及び名古屋市と環境省が共催で記念行事を開催

【東京会場】:「国際生物多様性の日シンポジウム」

【名古屋会場】:「国際生物多様性の日記念講演会及びイベント」

自然環境データの整備・情報の共有

根拠法等

概要

進捗状況

2万5千分の1
植生図の更新

モニタリングサイト 1000

生物多様性情報
クリアリングハウス
メカニズム(CHM)

自然環境保全法

自然環境保全基礎調査は、全国的な観点から我が国における自然環境の現況及び改変状況を把握し、自然環境保全の施策を推進するための基礎資料を整備するもの。

昭和48年度より、自然環境保全法第4条の規定に基づき、おおむね5年ごとに実施している。

基礎調査のうち植生調査では、当初5万分の1植生図を作成。第6回調査(H11～)から、順次2万5千分の1植生図に更新している。

わが国の代表的生態系の状態を把握し、継続的にモニタリングすることで、種の減少、生態系の劣化など、自然環境の異変をいち早く捉え、適切な生物多様性保全施策の推進への貢献を目指すもの。

生物多様性情報クリアリングハウスメカニズムは、様々な主体が各地域で収集・整備した自然環境データの情報を関係者全体で広く公開し、共有化するためのシステム。

生物多様性条約第17条「情報の交換」及び第18条「科学技術協力」を踏まえ、締約国各国で構築が進められている。わが国においては、生物多様性センターがCHMのナショナル・フォーカル・ポイントとして登録されている。

サイト設定数

0 サイト

707 サイト

(生態系タイプ別内訳)
森林(コア) 33 サイト
(一般) 385 サイト
里地里山 14 サイト
陸水域 80 サイト
砂浜 41 サイト
干潟 111 サイト
サンゴ礁 24 サイト
小島嶼 28 サイト

注：重複サイトがあるため、合計は707とならない。

データ情報登録件数

0 件

748 件

約 20 %

約 35 %

上段：平成13年度末

上段：平成13年度末

(事業未実施)

上段：平成13年度末

(事業未実施)

下段：平成18年度末

下段：平成19年5月現在

下段：平成18年度末

- ・ H15 モニタリングサイト1000設置開始
- ・ H16 クリアリングハウスメカニズム(CHM)運用開始

自然環境保全基礎調査

1. 根拠・経緯

「自然環境保全法」の第4条に「基礎調査の実施」規定。

自然環境保全法（昭和47.6.22制定）

（基礎調査の実施）

第4条 国は、概ね5年ごとに地形、地質、植生及び野生動物に関する調査その他自然環境の保全のために講ずべき施策の策定に必要な基礎調査を行うよう努めるものとする。

昭和48年度に第1回自然環境保全基礎調査の実施。以後概ね5年を一区切りに調査を行い、現在平成17年度を初年度とする第7回基礎調査を実施中。

2. 目的・趣旨

自然環境保全施策を科学的・客観的アプローチから推進するための主要な基礎資料を提供。具体的には、

- (1) 全国的な観点から自然環境の現状を的確に把握
- (2) 概ね5年ごとに行う調査の積み重ねにより長期的な視点から自然の時系列的变化を把握
- (3) 調査成果を記録・保存・公開し、自然環境のデータバンクを整備
- (4) 国土計画、環境基本計画、自然公園等の自然環境保全計画、環境アセスメント等、各種計画策定や開発計画立案に際しての基礎資料を提供

3. 調査方法・体制

- (1) 各分野の専門家による「自然環境保全基礎調査検討会」及び分科会等を設置
- (2) 各調査は、都道府県、公益法人・民間会社等への委託・請負で実施。また、学会や専門家、鳥獣保護員等への情報提供依頼、一般市民のボランティア参加も併用して広範な情報を収集

自然環境保全基礎調査の概要と傾向

調査回次	第1回調査	第2回調査	第3回調査	第4回調査	第5回調査	第6回調査	第7回調査	
調査期間	S48	S53～54	S58～62	S63～H4	H5～H10	H11～H16	H17～H21	
基本コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> 科学的な観点に立った調査により国土の自然の状況をできるだけ正確に総合的に把握 守るべき自然、復元・育成・整備すべき自然の抽出 全国的な観点に立った自然保護行政を推進するための基礎資料整備 	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境に関する網羅的かつ客観的な基礎情報の収集 5年毎に繰返し実施するという性格をより明確化 	<ul style="list-style-type: none"> 前回調査のコンセプトを基本的に踏襲 定点での変化状況把握（モニタリング・定点調査の観測の導入） 動物分布調査対象種の拡大と専門家ネットワーク構築により、長期的なデータ蓄積を図る視点を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 前回調査のコンセプトを基本的に踏襲 環境行政上の要請に合わせた調査の実施（生物多様性調査（H6～）、海域自然環境保全基礎調査（H9～）を拡充） 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の質・量的把握の試行 ストックとしての自然環境情報の更新 環境影響評価法の施行等による新たな自然環境情報ニーズ（GIS化を含む）への対応等 	<ul style="list-style-type: none"> 生態系の定点観測（モニタリングサイト1000）の継続的実施 第6回調査に引き続き、自然環境情報の蓄積・更新 新たな技術の適用による調査手法の検討開発等 		
主な調査項目	<p>植生自然度調査</p> <p>1/20万現存植生図作成、植生自然度10段階評価 【目的】自然の人工化の度を評価。守るべきエリアを抽出。</p> <p>すぐれた自然調査</p> <p>「全国」「地方」「都道府県」の3つのレベルのすぐれた自然を選定。 【目的】守るべき自然とその分布を特定</p> <p>環境奇与度調査</p> <p>関東地方の植生現存量、植生生産量を計算 【目的】「自然環境と人間活動とのかわりあい」「都市における自然環境の役割」等を定量的に評価</p>	<p>植生調査</p> <p>ランドサット画像により植生変地抽出、植生図部分修正 【目的】省労化、コストダウン</p> <p>動物分布調査</p> <p>大・中型哺乳類、繁殖鳥類等の全国分布図を作成 【目的】野生動物保護管理手法確立（哺乳類）、希少性や絶滅危険性の判定（鳥類）</p>	<p>植生調査</p> <p>1/5万現存植生図作成 【目的】地域レベルでの計画に対応できる植生図の作成</p> <p>動物分布調査</p> <p>一般ボランティア参加の「環境指標種調査」、専門家ボランティアの「全種調査」を本立て 【目的】普通種情報集積、普及啓蒙（一般ボランティア）、希少種等施策対象の洗い出し（全種調査）</p>	<p>植生調査</p> <p>ランドサット画像により植生変地抽出、植生図部分修正 【目的】省労化、コストダウン</p> <p>巨樹・巨木林調査</p> <p>幹周り3m以上の巨樹・巨木林をリストアップ 【目的】シンボルの自然の現況把握</p> <p>生態系総合モニタリング調査</p> <p>全国5ヶ所で、10km四方の地域の生態系モニタリング 【目的】保護対象抽出（追加）、簡易モニタリング（追跡）、典型的群落のモニタリング（生育状況）</p>	<p>湿地調査</p> <p>ラムサール湿地定義に準拠した湿地のリストアップ 【目的】湿地保全の基礎情報取得</p> <p>種の多様性調査</p> <p>動物植物分布調査を大幅拡充（専門家、都道府県）・鳥類については20年経年変化追跡 【目的】生物多様性保全のための基礎情報集積</p> <p>遺伝的多様性調査</p> <p>動物植物40種の遺伝子分析 【目的】遺伝子解析技術の生物多様性保全への応用ケーススタディ</p>	<p>種の多様性調査</p> <p>1/2.5万現存植生図作成 【目的】環境アセス対応、植生図全面改訂・精度均質化</p> <p>種の多様性調査</p> <p>中・大型哺乳類・鳥類の20年経年変化追跡 【目的】新鳥獣保護法対応、分布域変化把握等</p> <p>種の多様性調査</p> <p>重要湿地500で選定された藻場・干潟の調査 【目的】浅海域生態系の基礎情報の収集</p>	<p>種の多様性調査</p> <p>重要沿岸域生物調査、海棲動物調査 干潟・藻場・サンゴ礁計34ヶ所、ウミガメ、アザラシ、スナメリ分布調査 【目的】海洋生物調査のケーススタディ</p>	<p>モニタリングサイト1000</p> <p>森林、里地、河川湖沼、サンゴ礁、藻場、干潟等の生態系の定点観測 【目的】生態系の質量的把握</p>
調査費用	4億円	1.4億円	1.4億円	1.2億円	2.8億円 多様性調査・海域調査（それぞれ第1期）を含む	3.5億円（うちモニタリングサイト1000：8億円） 多様性調査（第2期）を含む	平成17・18年度合計：1.2億円 （うちモニタリングサイト1000：6億円）	
調査体制	委員会1、小委員会等5、延べ69人 都道府県委託（調査） 民間委託（情報処理）	検討会1、分科会等21、延べ149人 都道府県委託（調査） 民間委託（鳥類調査、情報処理）	検討会1、分科会等16、延べ126人 都道府県委託・支出委任（調査） 民間委託・請負（海岸調査、情報処理） ボランティア調査 調査員数：植生、特定植物群落各500名 哺乳類 2200名 野鳥の会 1000名	検討会1、分科会等14、延べ122人 都道府県委託（調査） 民間委託・請負（調査、情報処理） ボランティア調査 調査員数：植生等未集計（大体前回並） 一般ボランティア10万名 動物専門家 1200名 野鳥の会 1300名	検討会1、分科会等17、延べ137人 同左 調査員数：植生等未集計（大体前回並） 一般ボランティア10万名 動物専門家 2400名 鳥獣保護員 1000名 野鳥の会 1000名	検討会1、分科会等18、延べ152人 同左 調査員数：植生等未集計（大体前回並） 一般ボランティア 2.6万名 動物専門家・鳥獣保護員等 1.9万名 鳥獣保護員 1000名 野鳥の会 1400名 海棲生物専門家 53名		

モニタリングサイト1000について

< 調査の目的 >

- ・分布を中心とした把握を行ってきた従来の自然環境保全基礎調査に加え、国土の自然環境の質的・量的な劣化を早期に把握することにより、自然環境保全施策を効果的に進めるとともに、地域の自然環境保全計画や環境影響評価の基礎資料として活用。
- ・地域の専門家の参加を得たデータ収集体制を構築し、自然環境の把握に係る調査を将来にわたり継続。

< 対象生態系タイプと調査項目 >

タイプ	区分	実施体制	基礎情報	指標生物	
陸域	森林	コア*	大学等研究機関 (演習林)	植生、生長、生産量	陸生鳥類、地表徘徊性甲虫
		一般	野鳥の会、地域NGO等	植生概況	陸生鳥類
	里地里山	コア	地域NGO	植生、植物相、水環境、人為的影響	陸生鳥類、カヤネズミ、カエル、チョウ、ホタル、夜行性動物
		一般**			
	陸水域*		地域NGO等		ガン・カモ類(湖沼)
沿岸域	砂浜		地方自治体、地域NGO等	砂粒度組成、海岸侵食	ウミガメ
	干潟*		地域NGO等		シギ・チドリ類
	藻場*				
	サンゴ礁		研究者、専門調査機関	サンゴ被度、生育型、加入、白化率、セディメント堆積	大型定着性魚類、オニヒトデ、サンゴ食性巻貝
	小島嶼		専門調査機関	植生概況	海鳥

* : 準コアサイトについては5年に1回の頻度で実施

** : 平成19年度に調査項目、調査手法を確定予定。但し、一部指標生物については先行して調査実施

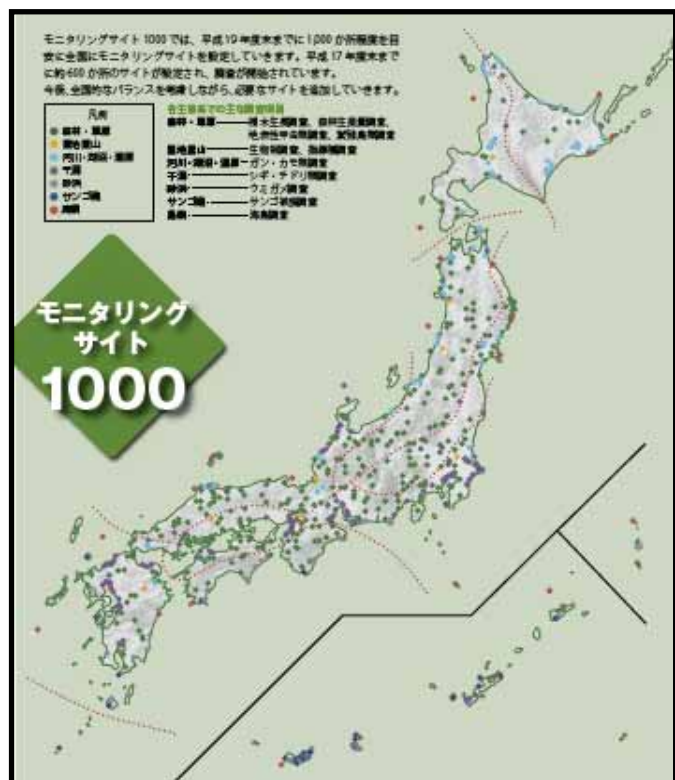
< モニタリングサイトの配置 >

サイトの配置基準

- ・陸域は気象、地形等の違いにより区分した10区域(生物多様性保全のための国土区分)に、海域は海域区分を踏まえ均等配置
- ・わが国の生態系タイプを網羅し配置

タイプ	区分	数
森林	コア	33
	一般	385
里地里山	コア	14
陸水域	ガンカモ	80
砂浜		41
干潟	シギチドリ	111
サンゴ礁		24
小島嶼		28
合計		707*

* : 重複サイトを除く平成19年5月時点での合計
平成19年度中に1,000ヶ所程度を配置予定



自然環境情報に関する省庁情報連携について

1. 連携体制の構築

- ・ 国家戦略第1回点検の審議会において、「各省庁が実施している自然環境調査(特に生物調査)について、連携を図り、今後できるだけ各機関のデータが相互に利用し合えることが望ましい」との指摘
- ・ 関係省庁の各部局(環境省自然環境局、農林水産省農村振興局、林野庁森林整備部、国土交通省河川局、国土交通省港湾局)から構成されるワーキンググループを平成15年に設置し、連携体制を構築
- ・ 当面、関係省庁の実施する調査結果について相互利用を進めることを目標として、情報共有
 - ・ 試行的データ整理を実施

2. 自然環境調査データの重ね合わせ事例

- ・ 4省庁が全国規模で行っている動植物の調査(「自然環境保全基礎調査」、「農業農村環境情報整備調査」、「森林資源モニタリング調査」、「河川水辺の国勢調査」)について、各調査データの相互利用の可能性や、一般への公開に向けた調査データの内容を確認するため、試行的にデータ整理・重ね合わせを実施

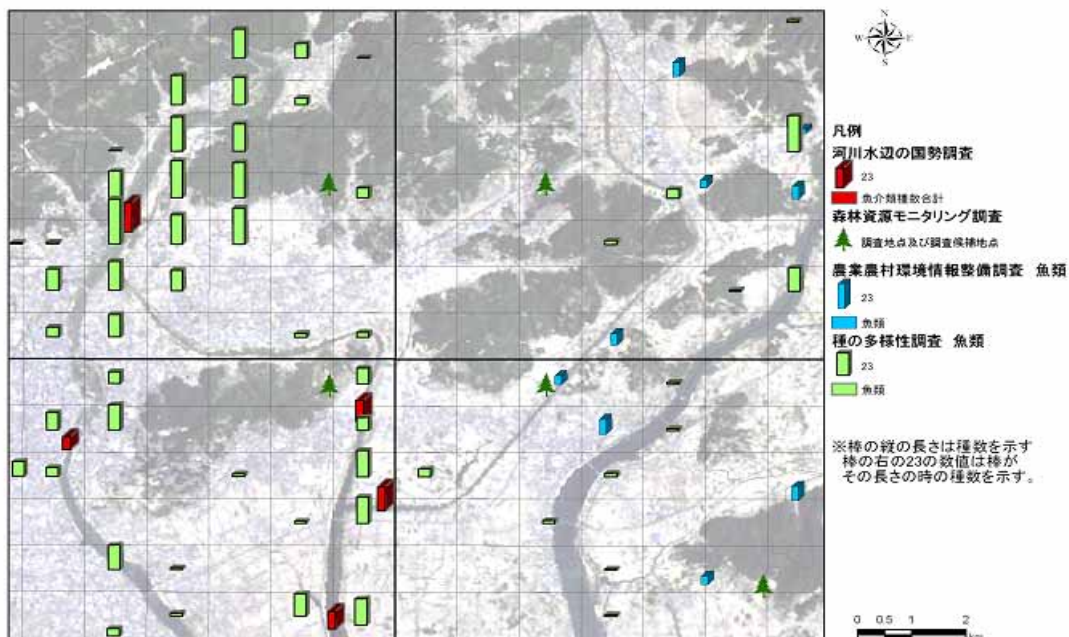


図1. 4省庁調査結果の重ね合わせ事例

* 河川水辺の国勢調査、農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査の魚類調査の結果及び森林資源モニタリング調査の調査地点を示した。

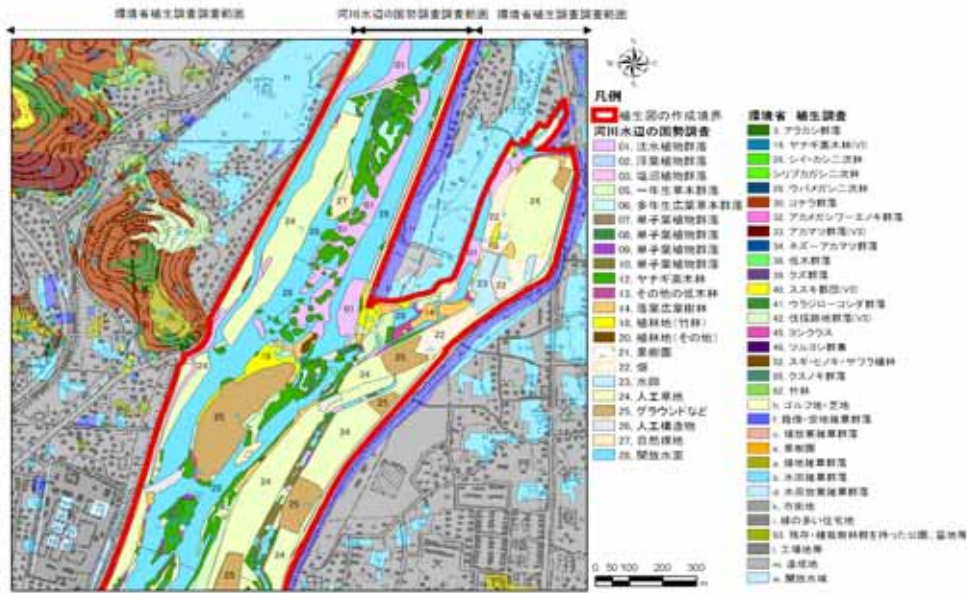


図 2 . 植生調査の重ね合わせ事例

* 河川区域内を河川水辺の国勢調査の植生図（縮尺1/2,500）で、河川区域外を自然環境保全基礎調査の植生図（第6回、縮尺1/25,000）で重ね合わせて図示した。

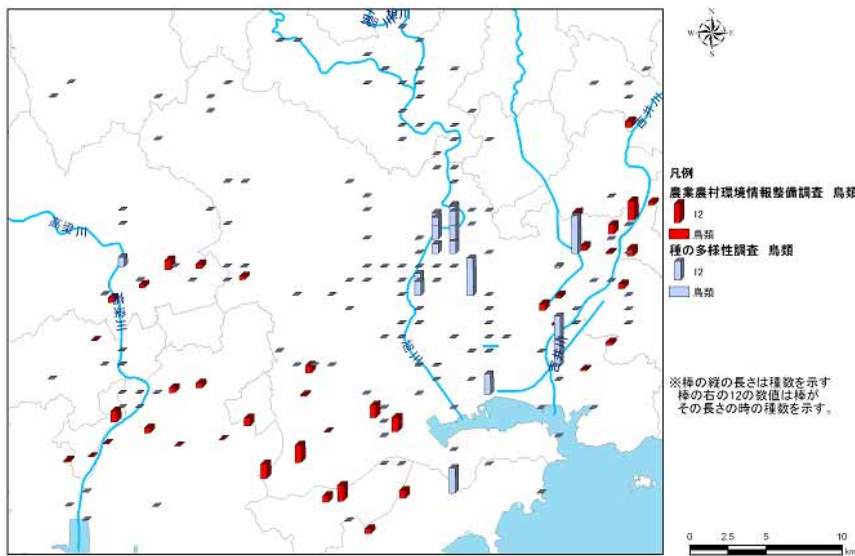


図 3 . 鳥類調査結果の重ね合わせ事例

* 農村環境情報整備調査、自然環境保全基礎調査種の多様性調査それぞれについて、鳥類の確認種数を縦棒の長さで示した。

- ・ 各省庁の調査データを試行的に整理比較したところ、GISデータとしての利用を前提として相互利用が可能であることを確認。
- ・ 但し、独自の情報入力システムをもつ調査については、国内で汎用的に利用されているGISソフトでは、そのままのデータ形式で利用できないものがある。相互利用、又は一般公開に当たっては、独自のデータ形式については簡便な手法で変換して提供するなどの対応が必要と考えられ、現在こうした対応を図っている。
- ・ 現在のところ、関係省庁の自然環境調査はそれぞれに進行段階が異なる状況。公表準備中の調査が順次公開されることにより、相互利用や一般レベルでの利用がさらに進むことが期待される。
- ・ 各省庁の自然環境調査は、それぞれの調査目的やデータの活用方法があり、調査手法が異なる点等も踏まえつつ、関係省庁が実施する自然環境調査の情報連携を進めていく予定

年	国際的な環境動向	国内における環境動向		社会的背景 (流行語)
		自然保護関係	全般的事項	
2002 (H14)	<p>生物多様性条約第6回締約国会議開催 「外来種の予防、導入、影響緩和のための指針原則」、「2010年目標」等の採択</p> <p>「京都議定書」締結</p> <p>「持続可能な開発に関する世界サミット(ヨハネスブルク・サミット)」開催</p> <p>宮島沼・藤前干潟のラムサール条約湿地登録</p>	<p>新・国家戦略の決定 (3/27)</p> <p>自然公園法改正(「生物の多様性の確保」を責務に追加、風景地保護協定制、立入規制地区制度、利用調整地区制度を導入)</p> <p>鳥獣保護法改正(生物多様性の確保、生態系に悪影響のある捕獲個体の野外放置を規制、違法に捕獲・輸入された鳥獣の飼育を禁止、アザラシ類などを同法の対象に追加)</p> <p>自然再生推進法制定(過去に損なわれた自然環境の保全、再生、創出、維持管理を図る法的枠組み)</p>	<p>地球温暖化対策推進大綱策定 「首都圏における保全すべき自然環境について(中間とりまとめ)」公表</p> <p>滋賀県の「琵琶湖のレジャー利用適正化条例」が成立(外来魚のリリース禁止)</p> <p>国土審議会基本政策部会報告「国土の将来展望と新しい国土計画制度のあり方」公表</p>	<p>拉致被害者5人帰国</p> <p>日韓共催サッカーW杯</p> <p>ノーベル賞ダブル受賞(小柴氏、田中氏)</p> <p>牛肉偽装事件、食品不正表示の横行</p> <p>失業率5.5%(過去最悪水準)</p> <p>(タマちゃん)</p>
2003 (H15)	<p>第3回世界水フォーラム開催</p> <p>第5回IUCN世界公園大会開催</p>	<p>自然再生基本方針を閣議決定</p> <p>カルタヘナ法制定(遺伝子組換え生物等の使用等の規制を図る法的枠組み)</p> <p>種の保存法改正(希少種の譲渡規制の適正化)</p>	<p>棚田など180箇所の「文化的景観の重要地域」が選定</p> <p>健全な水循環系構築に関する関係省庁連絡会議「健全な水循環系構築のための計画づくりに向けて」公表</p> <p>環境教育推進法制定(環境教育の推進、環境の保全について国民一人一人の意欲を高めていくことを理念)</p> <p>社会資本整備重点計画の策定(従来の社会資本に関する長期整備計画を一本化し、事業を連携、重点化、効率化(達成される成果について、「失われた湿地や干潟のうち回復可能な湿地や干潟について19年までに3割回復する」等、具体的な数値目標を設定))</p>	<p>イラク大使館員殺害事件</p> <p>衆議院議員選挙で民主党躍進</p> <p>個人情報保護法成立、住基ネット稼働</p> <p>阪神タイガース18年ぶりのリーグ優勝</p> <p>(マニフェスト)</p>
2004 (H16)	<p>生物多様性条約第7回締約国会議開催(マレーシア、クアラルンプール)</p> <p>カルタヘナ議定書第1回締約国会議開催</p> <p>沖縄において第10回国際サンゴ礁シンポジウムが開催</p> <p>サンゴ礁の保全と再生に向けた「沖縄宣言」を採択</p> <p>国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)の総会において、日本とパラオ共和国が共同で次期事務局となることが決定</p>	<p>外来生物法制定(特定外来生物の輸入、飼養等の規制、防除の促進を図るもの)</p> <p>種の保存法施行令改正(「国内希少野生動植物種」として、アマミノクロウサギ等11種を追加)</p> <p>特定外来生物被害防止基本方針を閣議決定(特定外来生物による被害防止の基本構想、特定外来生物の選定、取扱い、防除に関する基本的事項等)</p>	<p>文化財保護法改正(農林水産業に関連する文化的景観を含む文化的景観を文化財として保護を図る)</p> <p>自然環境の総点検等に関する協議会「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」について～首都圏に水と緑の生き物の環(わ)を～」公表</p> <p>ヒートアイランド大綱策定(総合的、効果的なヒートアイランド対策を推進)</p> <p>国土審議会調査改革部会「国土の総合的点検～新しい”国のかたち”へ向けて～」報告(国土づくりの転換を迫る潮流に対する新たな課題と国土政策の基本的方向を提示)</p> <p>「国土交通省環境行動計画」の策定・公表(環境の保全・再生・創造を国土交通行政の本来的使命と位置づけ、「国土交通行政のグリーン化」を推進)</p> <p>環境教育基本方針を閣議決定(国民、NPO、企業等様々な主体が、環境に関する意識を高め、自ら進んで環境保全に取り組むことを目指す)</p> <p>景観法公布(都市・農産漁村等における良好な景観の形成を図る法的枠組み)</p> <p>都市緑地保全法を都市緑地法に改正(緑地保全地域制度、緑化地域等における緑化率規制等を導入)</p>	<p>新潟県中越地震</p> <p>北朝鮮拉致被害者家族帰国</p> <p>国民年金未納問題</p> <p>イラク武装勢力による邦人人質事件</p> <p>神栖町有機ヒ素汚染</p> <p>冬のソナタブーム</p> <p>アテネオリンピック</p> <p>(チョー気持ちいい)</p>
2005 (H17)	<p>京都議定書発効</p> <p>ミレニアム生態系評価承認(5月に理事会声明発表)</p> <p>カルタヘナ議定書第2回締約国会議開催</p> <p>国内20湿地をラムサール条約湿地に登録</p>	<p>外来生物法施行令制定(オオクチバス等特定外来生物37種類(第1次指定 1科4属32種))</p> <p>第7回自然環境保全基礎調査開始(植生調査、浅海域生態系調査等)</p> <p>動物愛護管理法改正(基本方針及び動物愛護管理推進計画の策定、動物取扱業の適正化等)</p> <p>「知床」の世界遺産一覧表への記載決定(第29回世界遺産委員会において決定、国内で3番目の世界自然遺産)</p> <p>自然公園法施行令及び自然環境保全法施行令改正(特別保護地区、原生自然環境保全地域への動植物の放出を規制)</p> <p>外来生物法施行令改正(第2次指定 9属34種)</p>	<p>食料・農業・農村基本計画を閣議決定</p> <p>国土利用計画研究会報告「今後の国土利用の在り方に関する検討状況～国土利用の質的向上による「持続可能な美しい国土」の形成～」とりまとめ</p> <p>国土総合開発法改正(法律名を「国土形成計画法」に変更、併せて「国土総合開発計画」の名称も「国土形成計画」に変更)</p> <p>森林・林業の再生に関するPPTの設置(森林の多面的機能の発揮、林業・山村の再生を図る施策について検討)</p>	<p>JR福知山線脱線事故</p> <p>耐震データ偽造</p> <p>衆議院議員選挙で自民党圧勝</p> <p>愛・地球博</p> <p>アスベスト被害対策</p> <p>(クールビズ)</p>
2006 (H18)	<p>生物多様性条約第8回締約国会議開催(ブラジル クリチバ)</p> <p>世界生物多様性概況第2版(GBO2)公表(COP8において)</p> <p>東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップの発足</p>	<p>鳥獣保護法改正(入猟者承認制度の創設、保全事業の創設等)</p> <p>生物多様性国家戦略見直し懇談会(第1～7回)</p>	<p>第3次環境基本計画を閣議決定</p> <p>「新・国家エネルギー戦略」公表</p> <p>容器包装リサイクル法改正(事業者による排出抑制を促進するための措置、市町村の分別収集・選別保管費用の一部を事業者が負担する仕組み等)</p>	<p>トリノ冬季オリンピック</p> <p>水俣病公式確認から50年</p> <p>気候変動枠組条約COP12・COP/MOP2、映画「不都合な真実」</p> <p>クマ類が人里に大量出没</p> <p>まぐろ漁獲規制の動き</p> <p>(イナバウアー)</p>
2007 (H19)	<p>東京において国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)総会を開催</p> <p>IPCC第4次評価報告書 第1,第2,第3作業部会報告書公表</p>	<p>生物多様性条約COP10(2010)日本開催にむけ立候補することを閣議了解</p> <p>中環審諮問・国家戦略小委員会設置</p> <p>エコツーリズム法案国会提出</p> <p>第3次生物多様性国家戦略の決定 (H19年秋予定)</p>	<p>「戦略的環境アセスメント導入ガイドライン」公表</p> <p>「21世紀環境立国戦略」</p>	